

I 鹿児島県の男女共同参画の現状

【はじめに】 本県人口の動向等

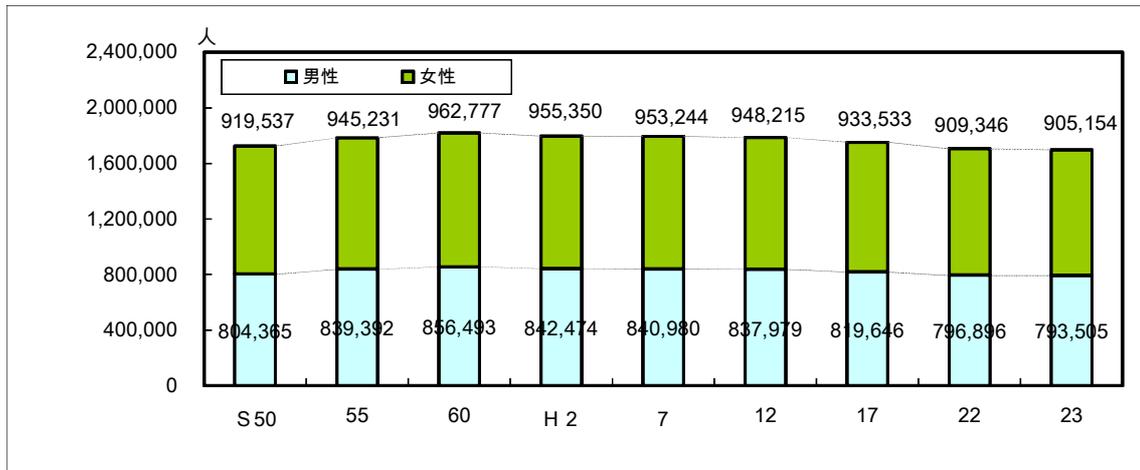
1 人口

(1) 男女別人口

本県の人口構成を男女別にみると、平成23年10月1日現在で女性が905,154人、男性が793,505人であり、女性が111,649人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は87.7となっている。

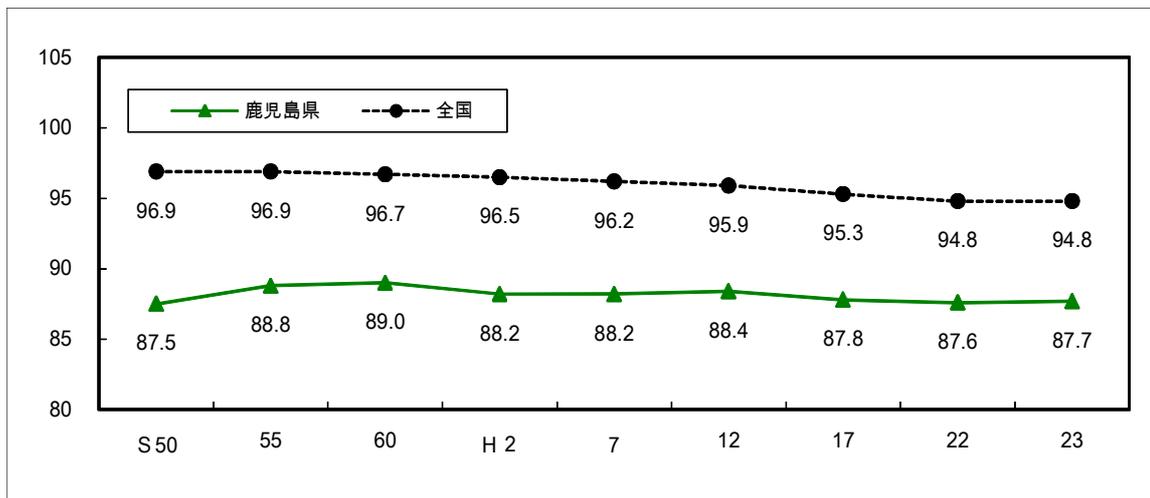
また、前回の国勢調査時（平成22年）と比較すると、女性が4,192人、男性が3,391人減少しており、人口性比は0.1ポイント上昇している。

図1-1 男女別人口の推移



（S50～H22：総務省「国勢調査」，H23：県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」）

図1-2 人口性比の推移



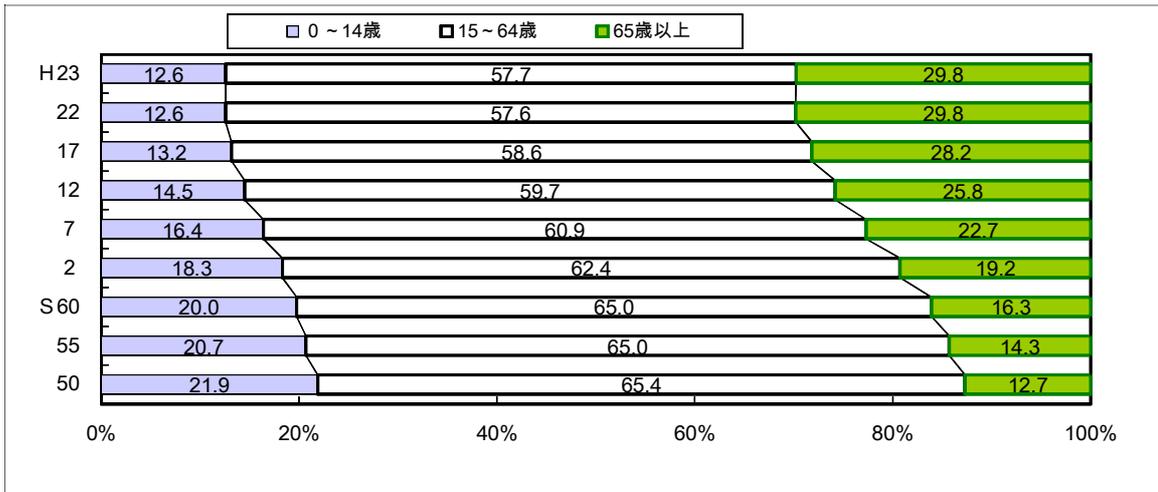
（S50～H22：総務省「国勢調査」，H23：県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」）

(2) 年齢別人口

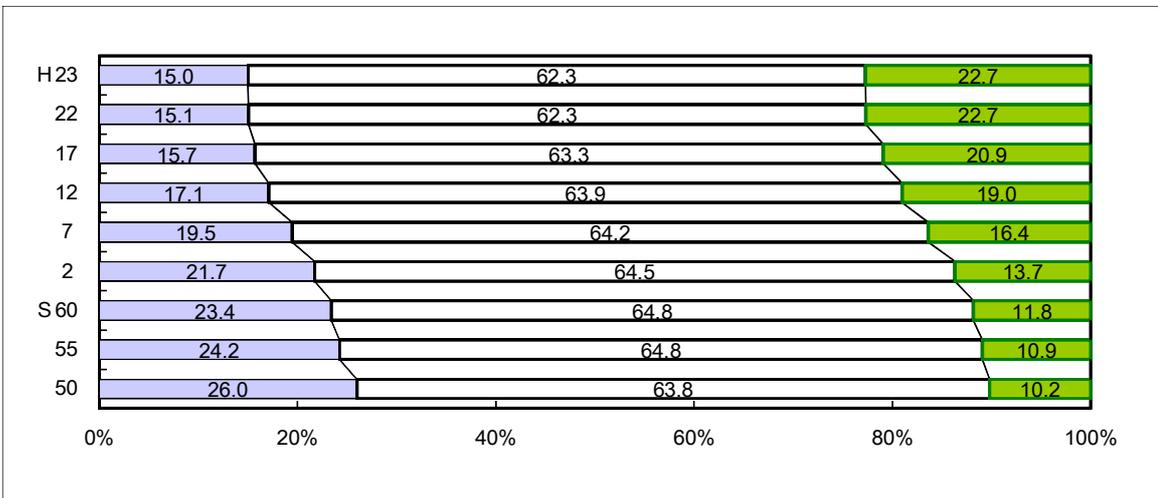
本県の人口構成を男女・年齢別にみると、平成23年10月1日現在で老年人口（65歳以上）は、女性が29.8%、男性が22.7%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。これは、75歳以上の人口構成比の増加によるところが大きい。また、男女ともに年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は減少傾向にある。

図1-3 男女・年齢（3区分）別人口の推移

<女性>



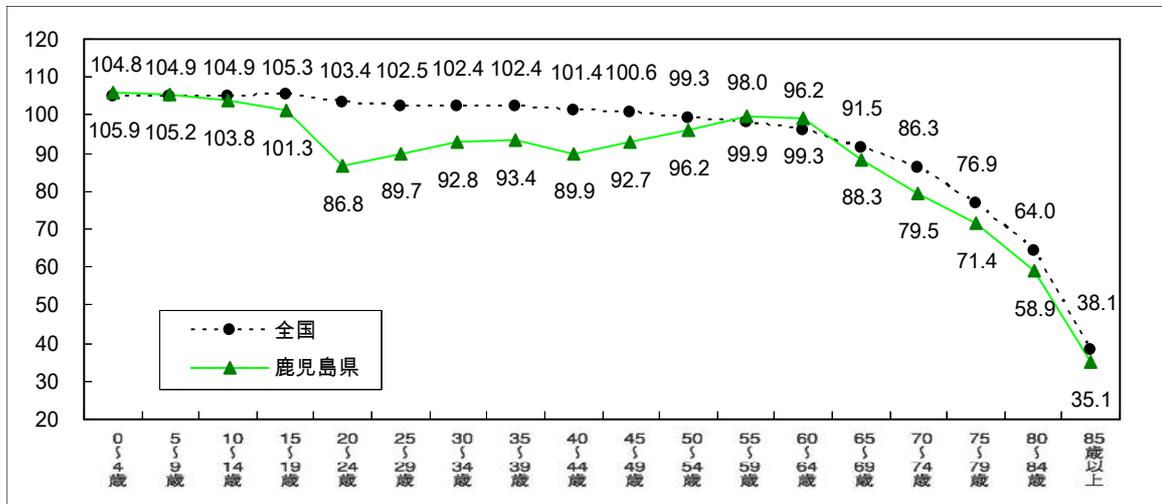
<男性>



(S50~H22：総務省「国勢調査」，H23：県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

また、年齢別人口性比を全国平均と比較すると、進学や就職で県外へ転出する男性が多い本県の事情を反映し、特に20~24歳において開きが大きくなっている。

図1-4 年齢（5歳階級）別人口性比（平成22年）



(総務省「平成22年国勢調査」)

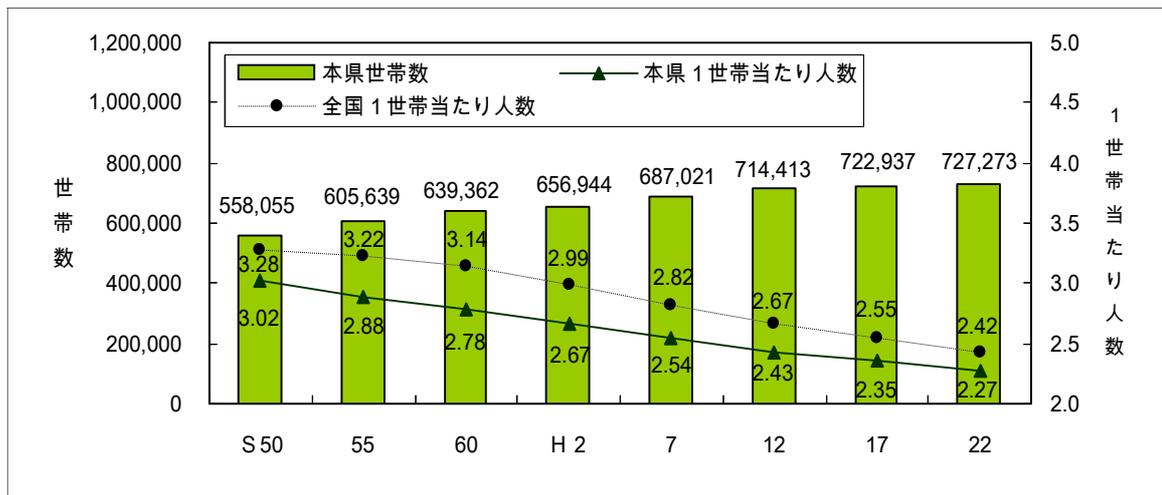
2 世帯

(1) 世帯数

本県の世帯構成を世帯区別にみると、平成22年10月1日現在で一般世帯数は727,273世帯となっており、前回調査時（平成17年）と比較すると4,336世帯、0.6%増加し、増加傾向にある。

一方、一般世帯の1世帯当たり人員は2.27人となっており、前回調査時と比較すると0.08ポイント減少し、減少傾向にある。

図1-5 世帯数、世帯当たり人数の推移



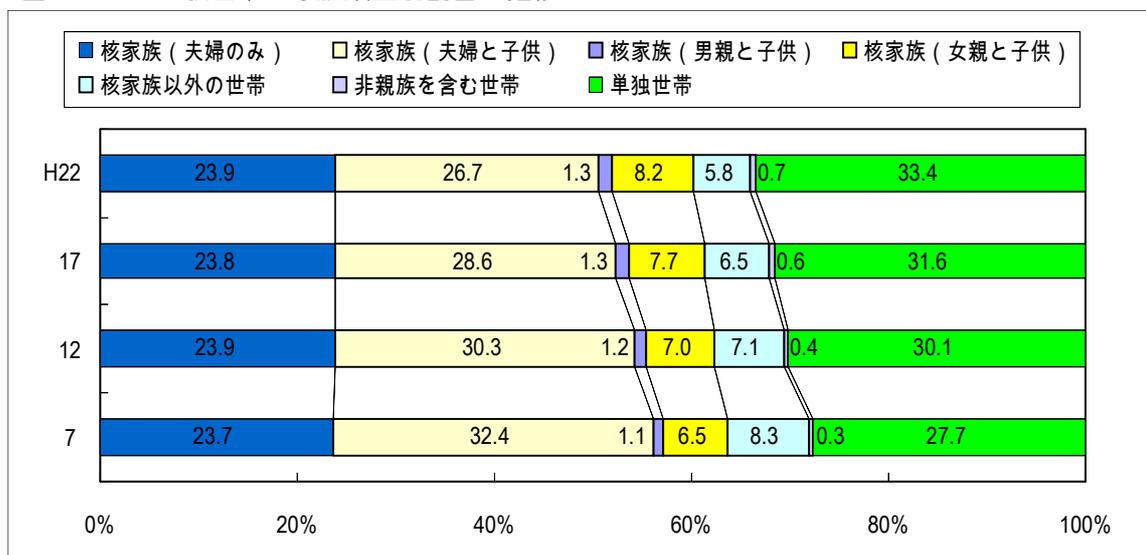
(注)「一般世帯」とは、「総世帯」から「施設等の世帯（病院、社会施設の入院・入所者等）」を除いたものであり、「普通世帯（①住居と生計を共にしている人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者）」に「準世帯のうち一人の準世帯（間借り・下宿、会社等の独身寮の単身者）」を含めた定義である。（総務省「国勢調査」）

(2) 家族類型

本県の一般世帯を家族類型別にみると、平成22年10月1日現在で「単独世帯」の割合が33.4%と最も多くなっており、増加傾向にある。

一方、「核家族のうち夫婦と子供からなる世帯」の割合は26.7%となっており、減少傾向にある。

図1-6 一般世帯の家族類型別割合の推移



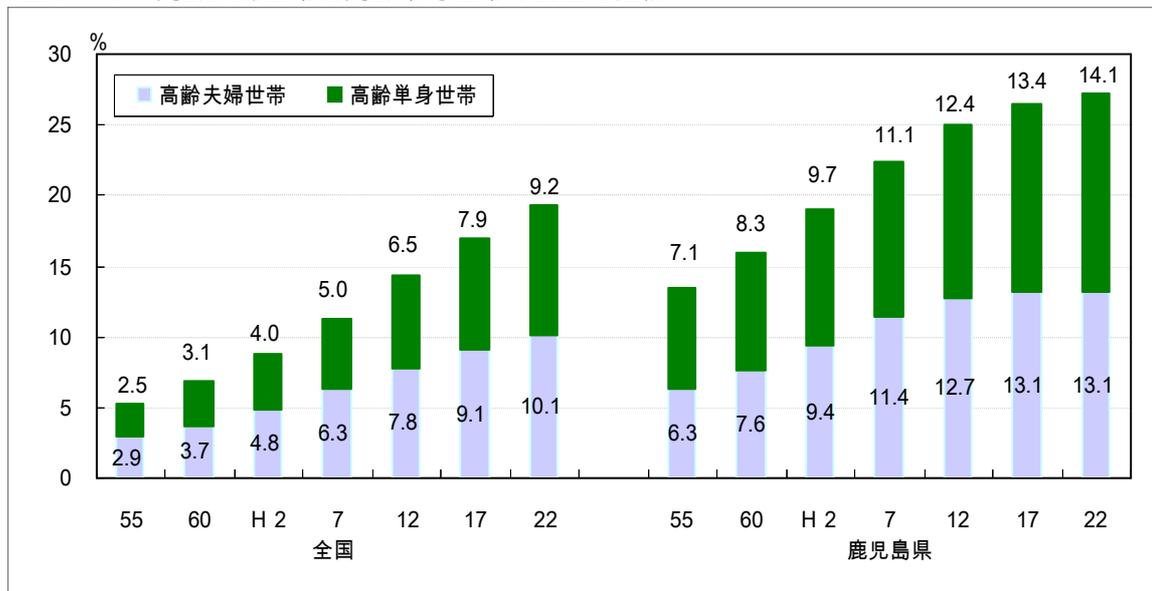
(総務省「国勢調査」)

(3) 高齢世帯

本県の一般世帯のうち高齢世帯の状況をみると、平成22年10月1日現在で「高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）」の割合が13.1%、「高齢単身世帯」の割合が14.1%となっており、いずれも増加傾向にある。

なお、全国平均は、「高齢夫婦世帯」の割合が10.1%、「高齢単身世帯」の割合が9.2%となっており、本県は全国よりも高齢者のみの世帯の割合が大きくなっている。

図1-7 高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の割合の推移



(総務省「国勢調査」)

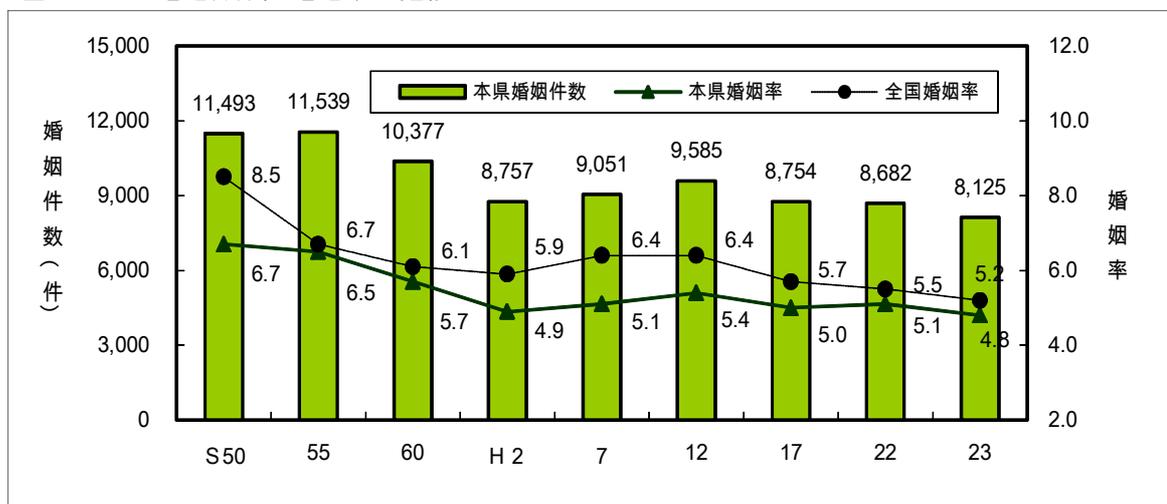
3 配偶関係

(1) 結婚

本県における結婚の状況をみると、平成23年の婚姻件数は8,125件で、前年より557件減少した。

なお、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は4.8であり、全国の婚姻率（5.2）を0.4ポイント下回っている。

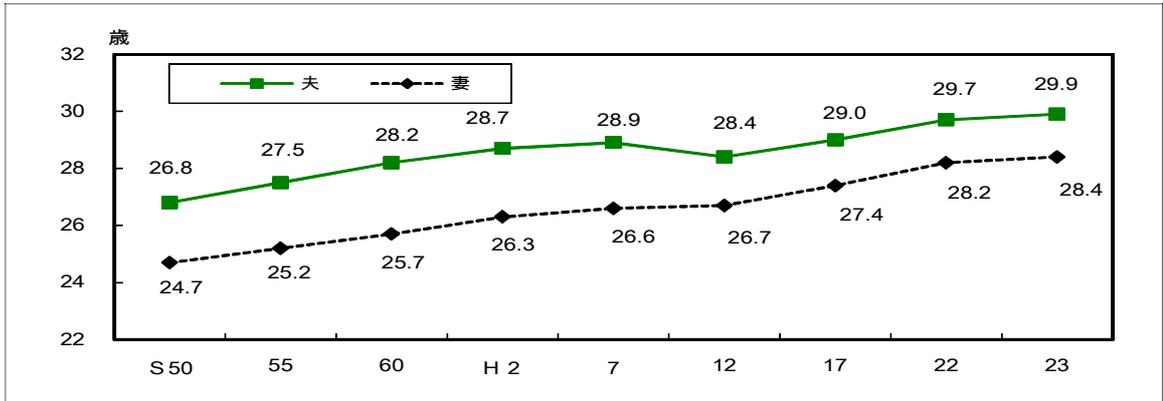
図1-8 婚姻件数、婚姻率の推移



(厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」)

また、平成23年の平均初婚年齢は、夫が29.9歳、妻が28.4歳であり、少しずつ晩婚化が進んでいる。

図1-9 夫・妻の平均初婚年齢の推移



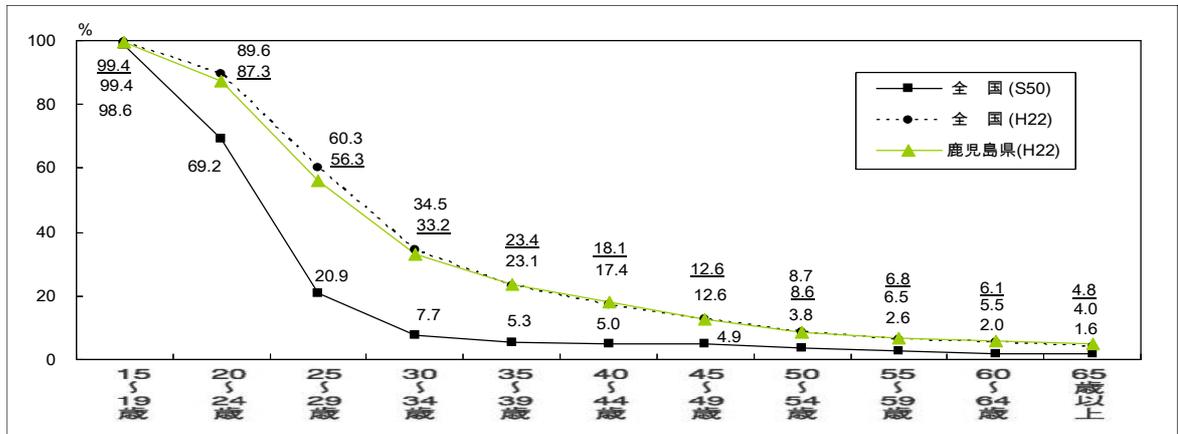
(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(2) 未婚

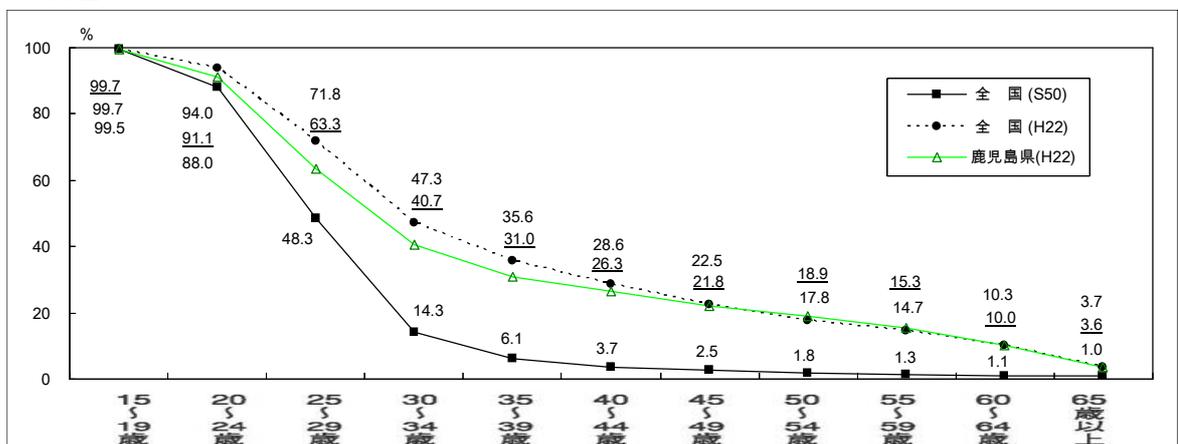
本県の15歳以上人口における未婚率を男女・年齢別にみると、男女ともに20~34歳の割合が全国平均を下回っている。また、昭和50年の全国平均と比べると、平成22年は本県・全国ともに未婚率が上昇している。

図1-10 男女・年齢別未婚率の推移

<女性>



<男性>

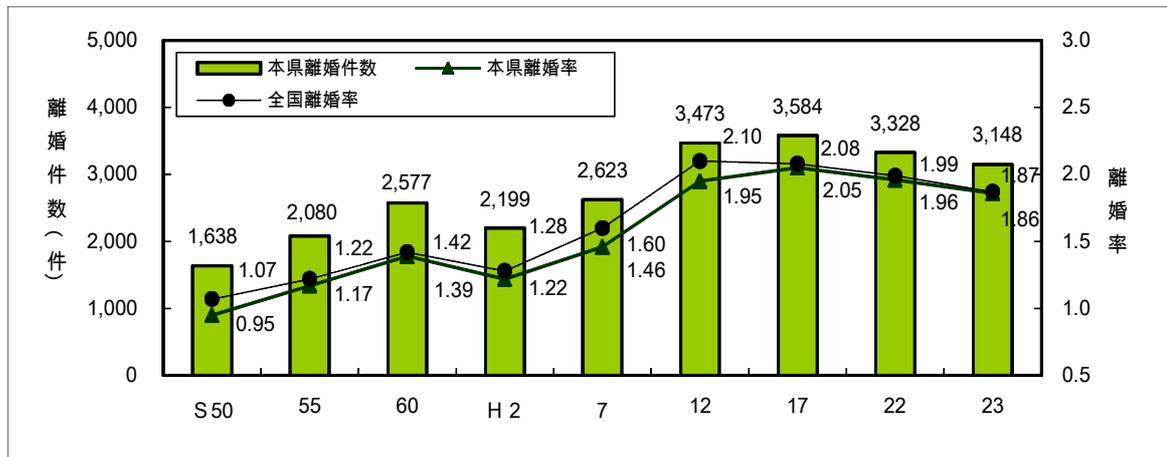


(総務省「国勢調査」)

(3) 離婚

本県における離婚の状況を見ると、平成23年の離婚件数は3,148件で、前年より180件減少した。
 なお、平成23年の離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は1.86となっており、全国の離婚率（1.87）をやや下回っている。

図1-11 離婚件数、離婚率の推移

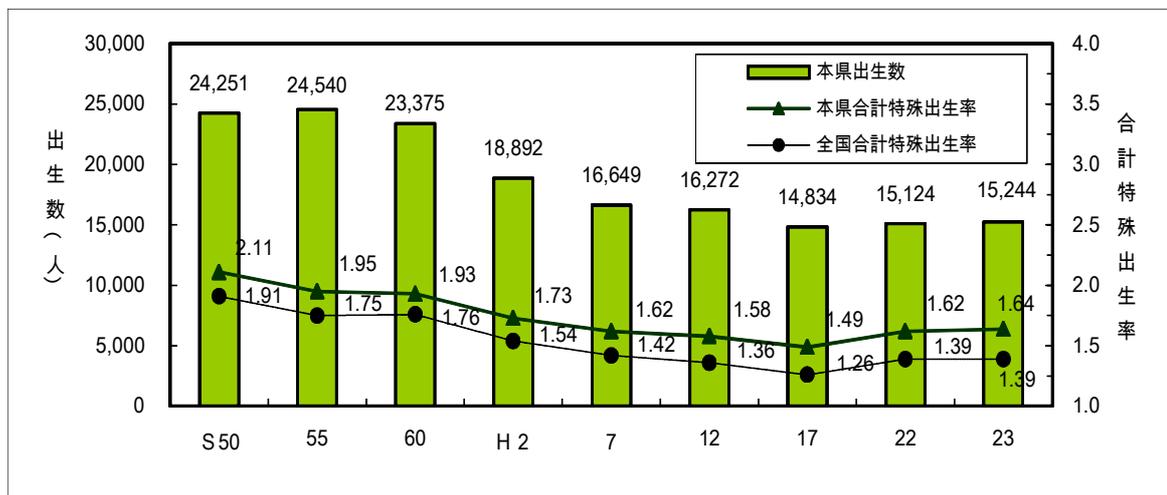


（厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」）

4 出生

本県における出生の状況を見ると、平成23年の出生数は15,244人で、前年より120人増加した。
 なお、本県における合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちどれだけ子供を産むか）は1.64であり、全国の合計特殊出生率（1.39）を0.25ポイント上回っている。

図1-12 出生数及び合計特殊出生率の推移



（厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」）

【第1節】 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

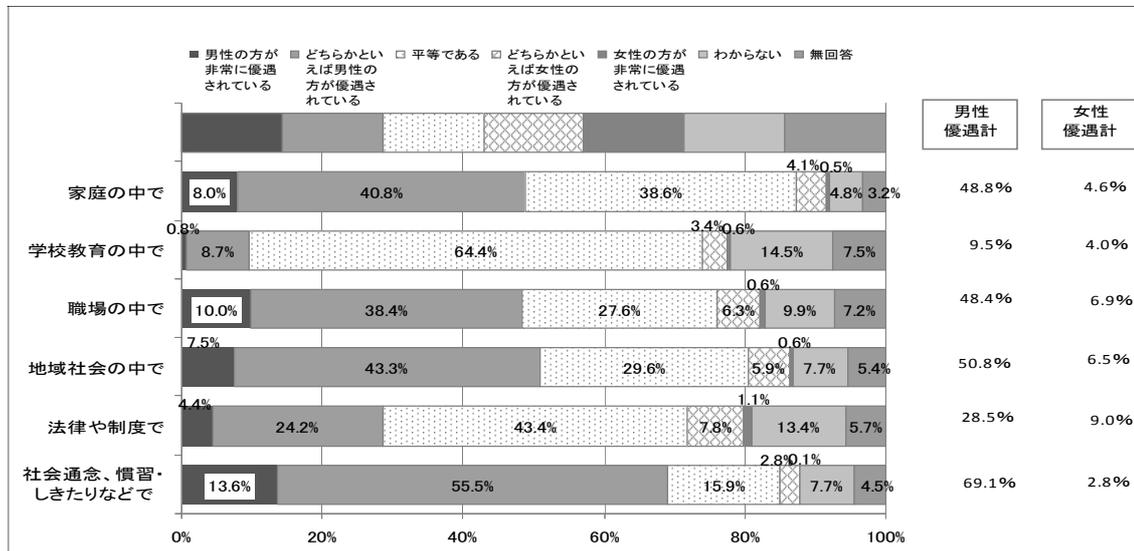
1 男女の地位の平等感

(1) 各分野の男女の地位の平等感

平成23年の県民意識調査によると、「社会通念、慣習、しきたりなどで」(69.1%)において、約7割の人が、「地域社会の中で」(50.8%),「家庭の中で」(48.8%),「職場の中で」(48.4%)において、約半数の人が男性が優遇されていると感じている。

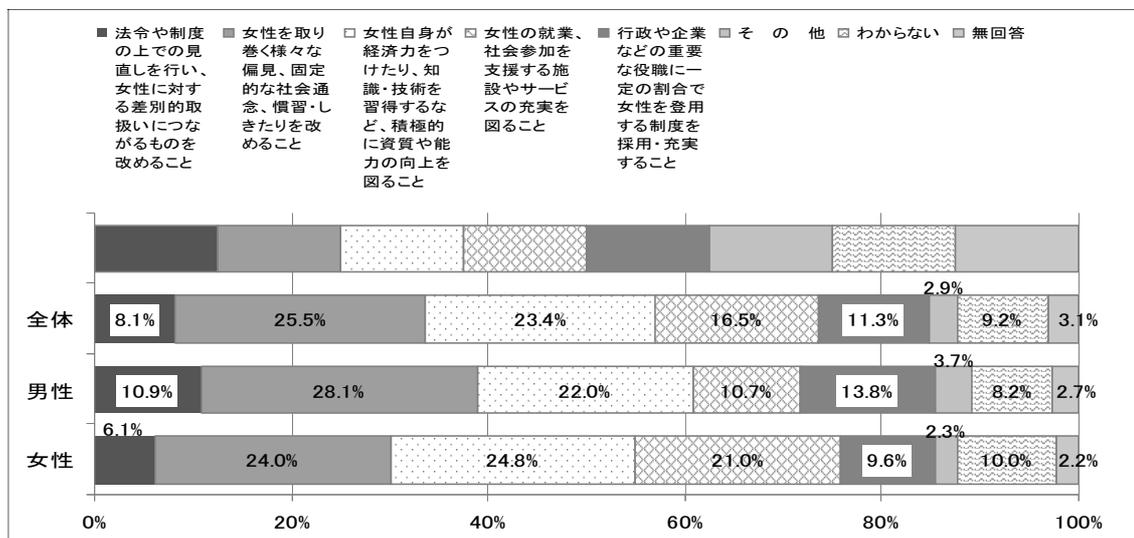
また、「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」について聞いたところ、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」(25.5%),「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に資質や能力の向上を図ること」(23.4%)という回答が多くなっている。

図2-1 各分野の男女の地位の平等感



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島県の男女の意識に関する調査」)

図2-2 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島県の男女の意識に関する調査」)

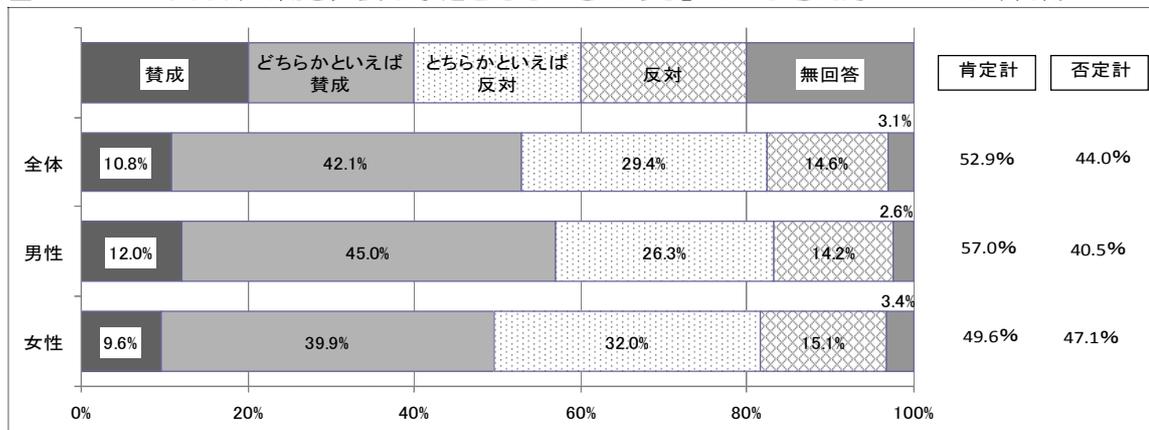
【第2節】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

1 性別による固定的な役割分担意識

(1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

平成23年の県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、本県においては「肯定」する人が52.9%（「賛成」(10.8%)と「どちらかといえば賛成」(42.1%)の合計)で、「否定」する人が44.0%（「反対」(14.6%)と「どちらかといえば反対」(29.4%)の合計)となっており、男女ともに「賛成」が「反対」を上回っている。

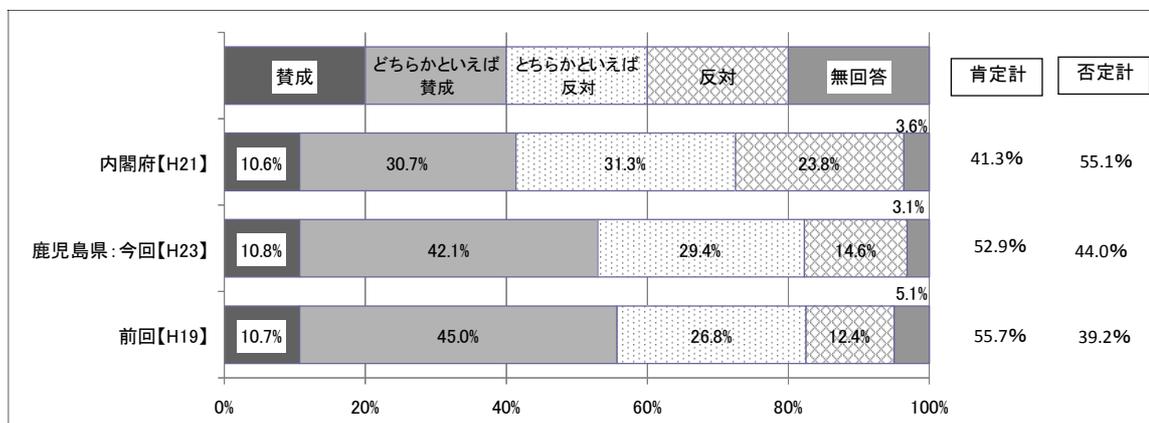
図3-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（本県）



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島県の男女の意識に関する調査」)

一方、内閣府が平成21年に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「肯定」する人が41.3%（「賛成」(10.6%)と「どちらかといえば賛成」(30.7%)の合計)で、「否定」する人が55.1%（「反対」(23.8%)と「どちらかといえば反対」(31.3%)の合計)となっており、全国では「否定」が「肯定」を上回っている。

図3-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(内閣府調査との比較)



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島県の男女の意識に関する調査」)

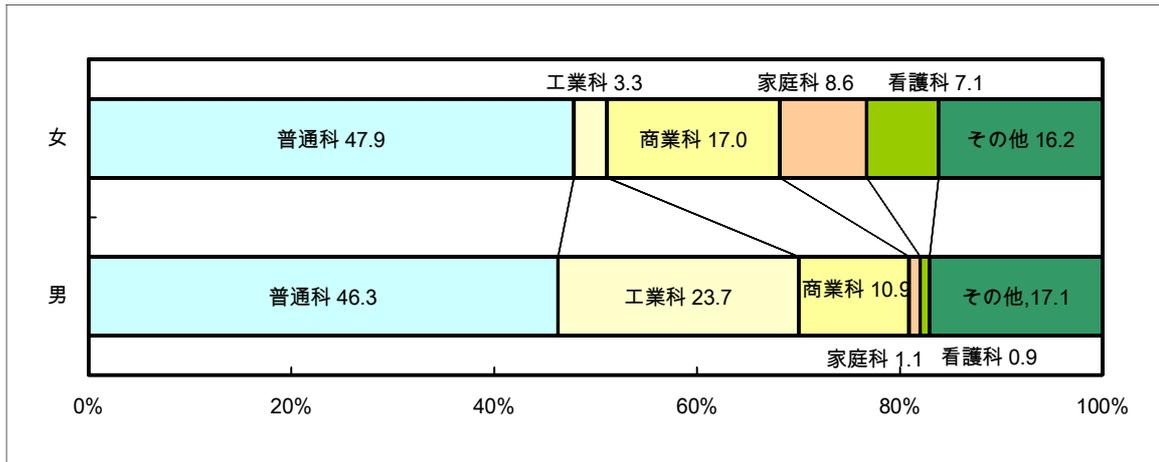
(内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査 (平成21年10月調査)」)

2 進学・進路

(1) 県内の高等学校における学科選択状況

県内の高等学校における入学者を男女別にみると、平成24年度の入学者計16,438人のうち、男性は8,228人（50.1%）、女性は8,210人（49.9%）となっている。さらに、学科別の入学状況を男女別にみると、男女ともに普通科が最も高く約5割を占めており、次いで女性では商業科（17.0%）、家庭科（8.6%）への入学が多く、男性では工業科（23.7%）、商業科（10.9%）への入学が多くなっている。

図3-3 高等学校における学科別入学状況（平成24年5月1日現在）



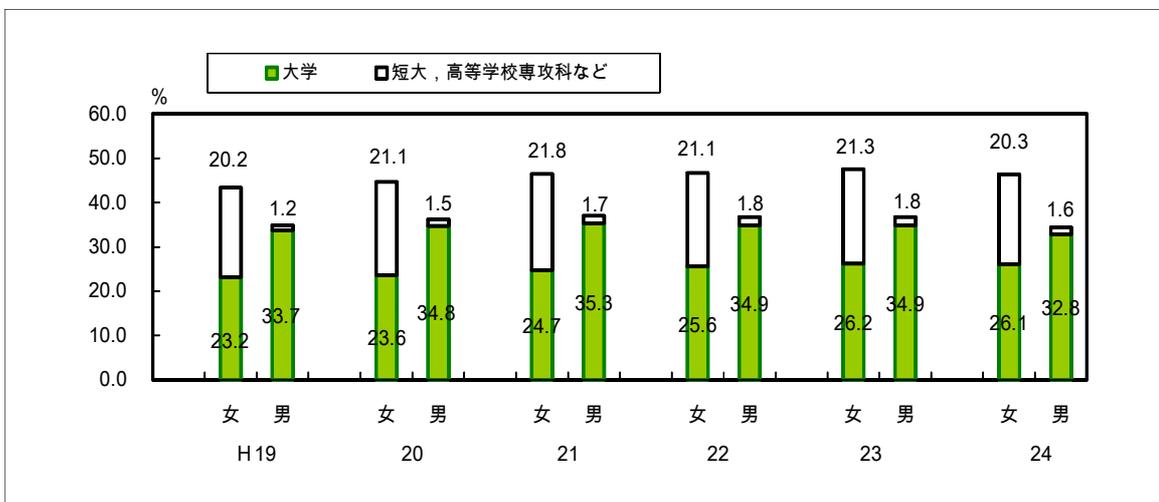
（注）「その他」は農業科，水産科，福祉科，総合学科等の合計

（文部科学省，県統計課「学校基本調査」）

(2) 大学等への進学の状況

平成24年3月における県内の高等学校の卒業生（女性8,189人，男性8,132人）のうち，大学等（短期大学，大学・短期大学の通信教育部等を含む）に進学した者及びその割合を男女別にみると，女性が3,798人（46.4%），男性が2,797人（34.4%）となっており，女性は男性より12.0ポイント高くなっているが，そのうち大学（学部）への進学者数及びその割合をみると，女性が2,134人（26.1%），男性が2,669人（32.8%）となっており，女性は男性より6.7ポイント低くなっている。

図3-4 県内の高等学校卒業生の進学状況（平成24年3月現在）



（文部科学省，県統計課「学校基本調査」）

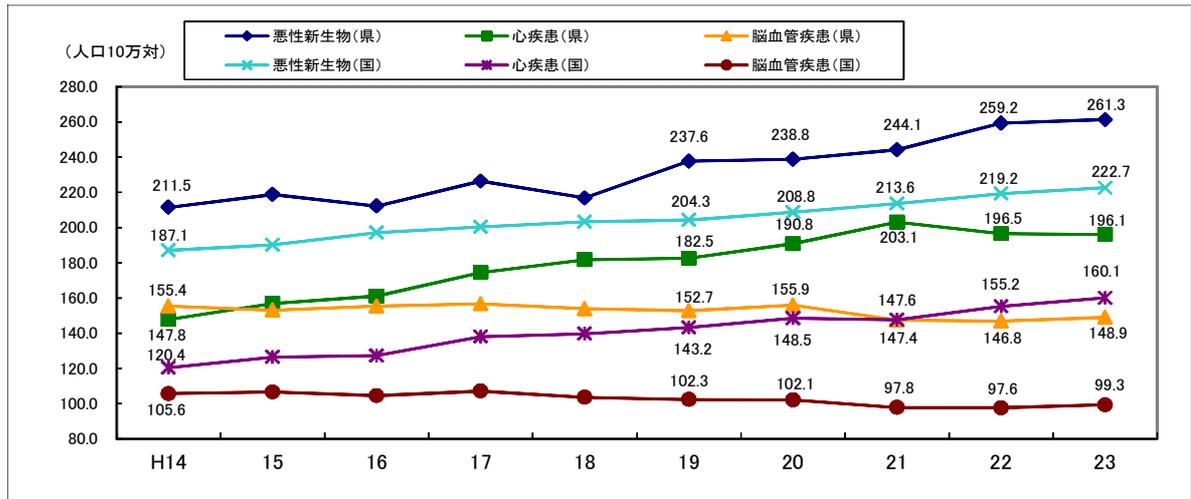
【第3節】 生涯を通じた女性の健康支援

1 女性の健康

(1) 死亡の状況

本県における女性の死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が上位を占めている。いずれにおいても、国の死亡率を上回っている。また、悪性新生物・心疾患においては、国・本県ともに増加傾向にあるが、脳血管疾患においては、国・本県ともに微減傾向にある。

図4-1 本県における女性の主要死因死亡率の年次推移（人口10万対）



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

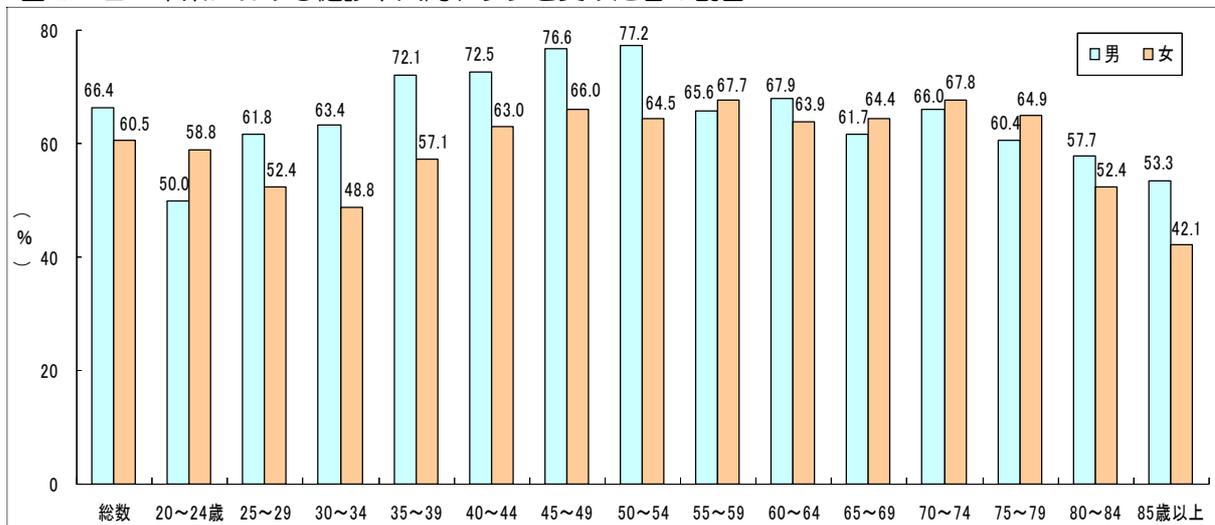
(2) 健診等の受診状況

平成22年国民生活基礎調査によると、本県における20歳以上の者(入院者は除く)について、過去1年間に健診や人間ドックを受けた者の割合を性別・年齢別にみると、20~24歳を除く55歳未満において男性に比べ女性の受診率が低くなっている。

特に、35~39歳において最も男女差が大きくなっており、女性の受診率(57.1%)は男性の受診率(72.1%)と比べて、15.0ポイントも低くなっている。

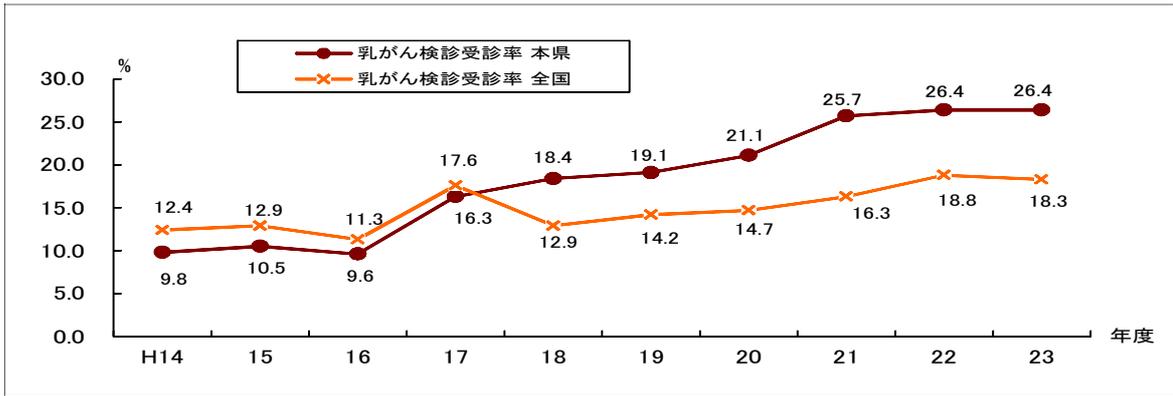
なお、市町村における女性特有のがん(乳がん及び子宮がん)の検診受診率は増加傾向にあり、平成23年度は乳がん検診が26.4%、子宮がん検診が21.5%となっている。

図4-2 本県における健診や人間ドックを受けた者の割合



(厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」)

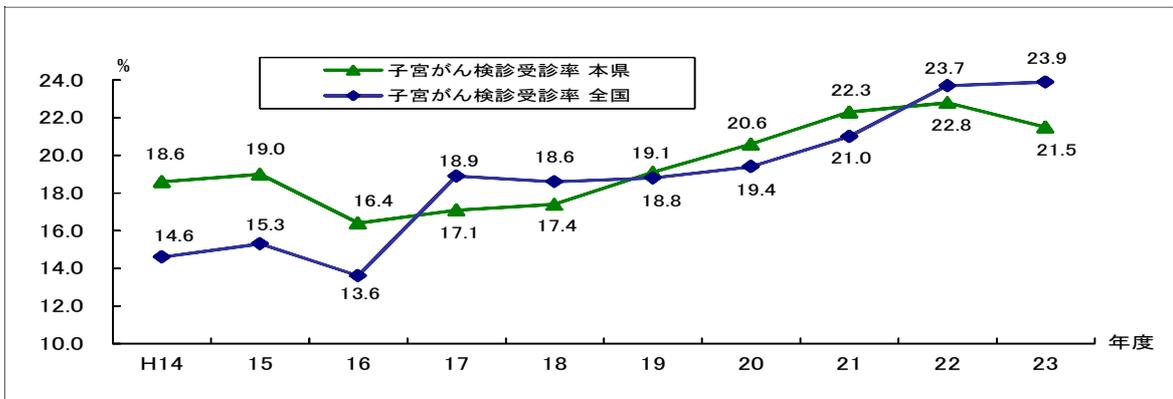
図4-3 乳がん検診受診率の推移



(注) 全国、本県ともに平成17年度以降の受診率は隔年受診による受診率

(全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県：県健康増進課「県集計報告」)

図4-4 子宮がん検診受診率の推移



(注) 全国の平成17年度以降の受診率は隔年受診による受診率

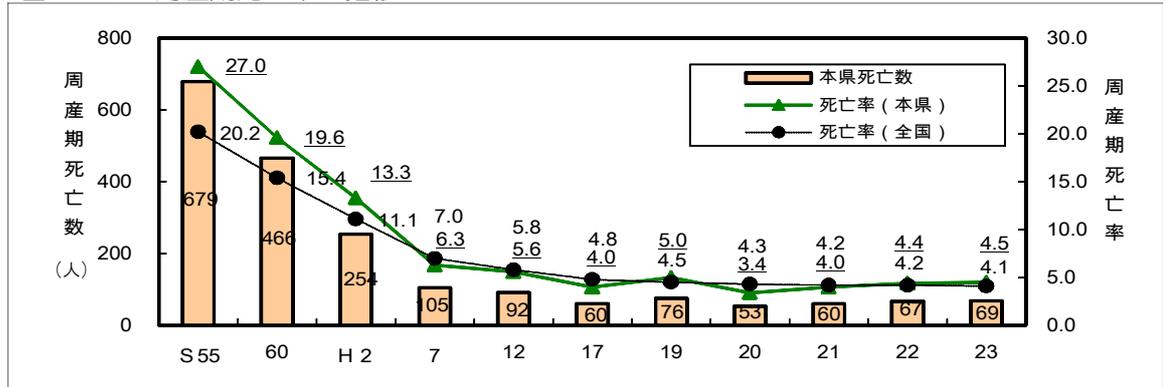
(全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県：県健康増進課「県集計報告」)

(3) 周産期死亡

本県における周産期（妊娠満22週～生後1週未満）の死亡状況をみると、昭和55年には679人だったものが、平成23年には69人と大幅に改善されてきている。

なお、平成23年の周産期死亡率（出産千対）は4.5であり、全国より0.4ポイント高くなっている。

図4-5 周産期死亡率の推移



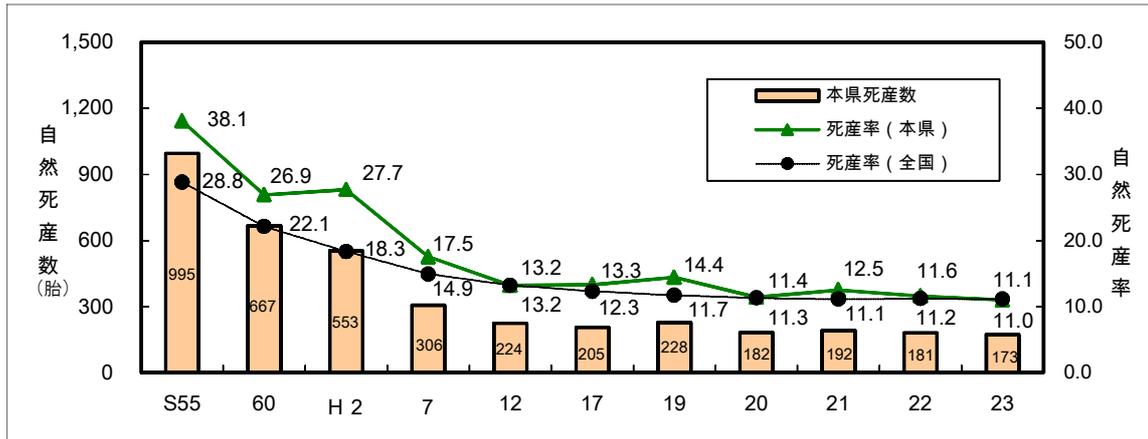
(厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」)

(4) 死産

本県における死産（妊娠満12週以後の死児の出産）の状況をみると、自然死産率（出産千対）は全国とほぼ同様に推移しており、人工死産率（出産千対）は減少傾向にあるが、全国より4.8ポイント高くなっている。

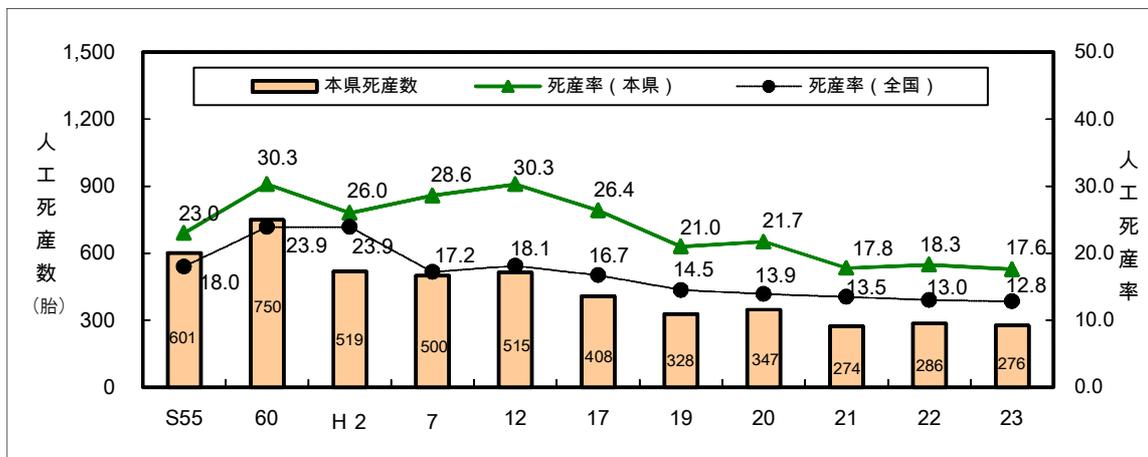
なお、平成23年の総死産率（自然死産率と人工死産率の計）は28.6であり、全国（23.9）に比べて4.7ポイント高くなっている。

図4-6 自然死産率の推移



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

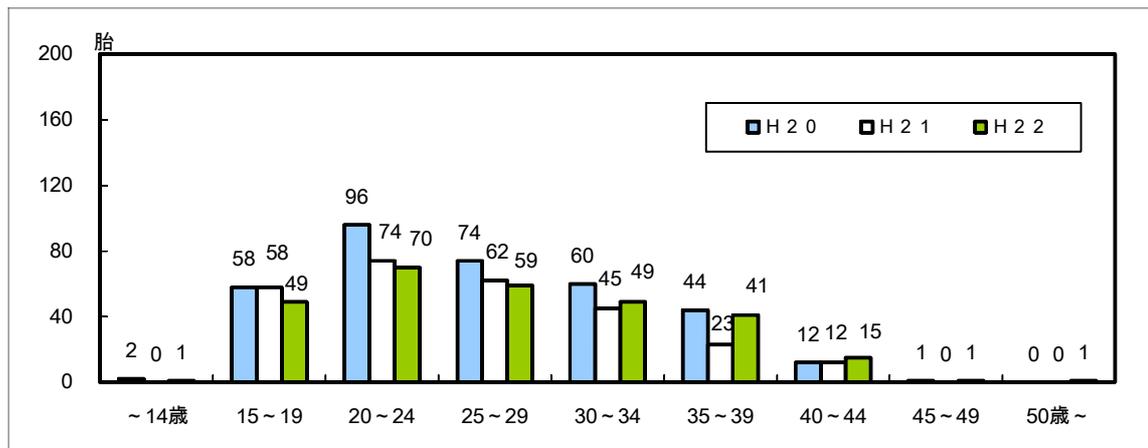
図4-7 人工死産率の推移



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

また、人工死産について、母の年齢階級別の推移(平成20年～平成22年)をみると、20～24歳を中心に若い世代の占める割合が高くなっている。

図4-8 母の年齢階級別人工死産数の推移



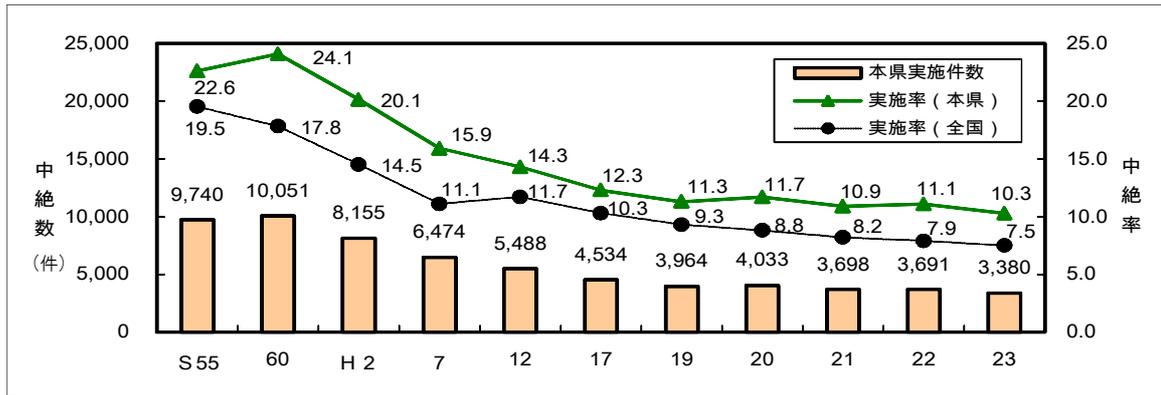
(県保健福祉部「衛生統計年報」)

(5) 人工妊娠中絶

本県における人工妊娠中絶の実施状況を見ると、昭和55年には9,740件であったものが、平成23年度には3,380件と減少傾向にある。

なお、平成23年度の人工妊娠中絶実施率(50歳未満の女性人口千対)は10.3となっており、本県は全国よりも高い水準で推移している。

図4-9 人工妊娠中絶実施状況の推移

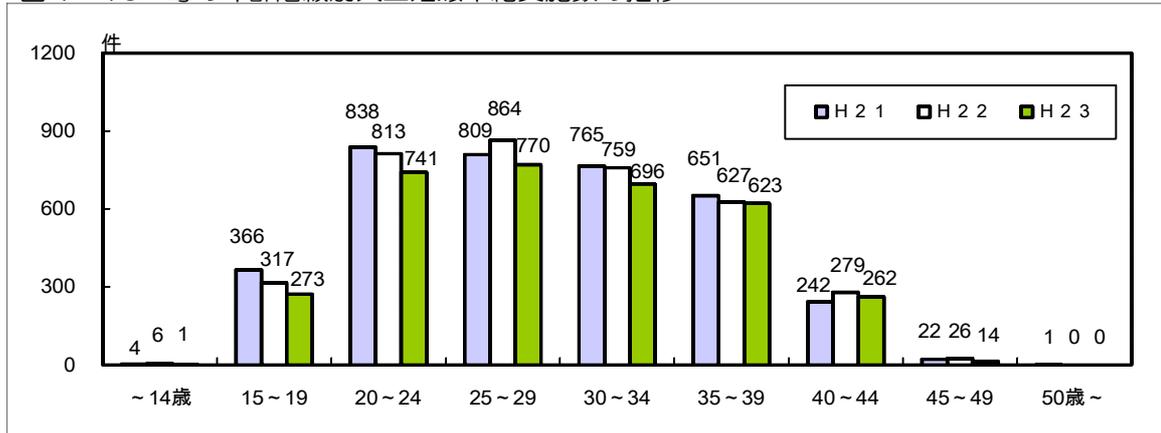


(厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、年齢階級別の人工妊娠中絶実施数の推移をみると、25～29歳が最も高く、20～39歳で全体の約8割を占めている。

なお、平成23年度の未成年（20歳未満）については、15歳未満が1件、15～19歳が273件と、全体の1割程度となっている。

図4-10 母の年齢階級別人工妊娠中絶実施数の推移



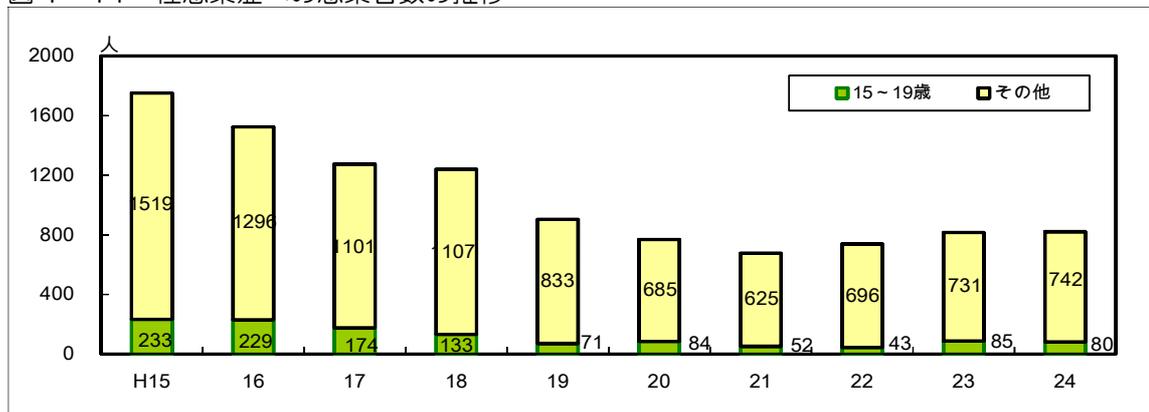
(厚生労働省「衛生行政報告例」)

(6) 性感染症

本県における性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症）の感染状況をみると、平成15年をピークに減少していたが、平成21年以降微増傾向にある。平成24年は822人であり、うち、15～19歳が80人となっている。

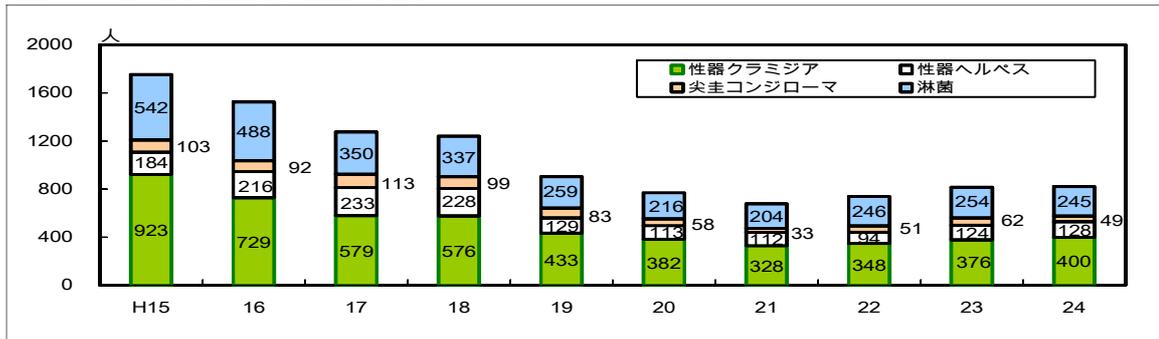
なお、疾患別では、平成21年以降、性器クラミジア感染症の感染者数に増加がみられる。

図4-11 性感染症への感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

図4-12 疾患別感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

(7) 女性の健康づくりの環境整備・相談体制の整備

本県では、女性が自ら抱える健康課題を認識し、主体的に健康づくりを行える環境を整備するため、次の3つの制度を定めている。

● 「女性にやさしい医療機関」「女性の健康サポート薬局」「女性の健康づくり協力店」の概要

名称	要件等	H23年度末
女性にやさしい医療機関 (H18年11月～) 	女性が受診または相談しやすい医療環境を整備している医療機関を指定 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①女性のための特別な外来の設置 ②女性患者については、基本的に女性医師が対応 ③女性に配慮した診療日・曜日・時間を設定 ④女性用の診療室を配置 ⑤女性のための専用相談窓口を設置 ⑥乳幼児同伴の女性のため、職員を配置した託児スペースを確保する等女性が受診しやすい環境の整備	58機関
女性の健康サポート薬局 (H20年2月～) 	女性が抱えるさまざまな健康問題に専門的知識を持って対応する薬局を指定(次のすべての要件を満たす。) ①健康かごしま21推進薬局である。 ②女性薬剤師、または複数の薬剤師の配置 ③県薬剤師会が開催する「女性の健康支援セミナー」等の受講。女性の健康問題や性差医療に関する専門的知識を有する薬剤師の配置 ④女性の健康相談に対応できる時間と空間の確保。 ・女性が気軽に相談しやすい雰囲気づくりに配慮 ・相談者の個人情報の保護が徹底され、プライバシーを確保するためのスペースがあるなど、女性が安心して相談できる体制の整備 ・相談の日時の設定等が配慮され、女性がじっくり相談できる時間の確保 ⑤リーフレット・ポスター等を活用した女性の健康問題に関する普及啓発や情報提供の実施 ⑥女性の相談内容に応じて、本人の了解のもと、医療機関や相談機関等関係機関との連携を図る。	28薬局
女性の健康づくり協力店 (H18年11月～) 	女性の健康づくりを支援する店舗を登録 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①栄養・食生活分野：女性の健康に配慮したメニューや食材等の提供 ②運動分野：女性に配慮した健康づくりのプログラムの提供 ③休養・癒し分野：女性がやすらぎや癒しを得ることができる機会や場所の提供	55店舗

(県健康増進課)

【第4節】 女性に対する暴力の根絶

1 女性に対する暴力等

(1) 県内の主な相談機関における相談の受付状況

県女性相談センター、県男女共同参画センター及び地域振興局・支庁の保健福祉環境部、サンエールかごしま及び婦人相談員を設置している鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、指宿の5市の福祉事務所における相談受付状況を見ると、平成23年度は来所、電話等を合わせて7,573件となっている。

内容別にみると、「配偶者からの暴力（以下「DV」という。）関係は1,363件となっており、平成13年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行され、大幅に相談件数が増加している。

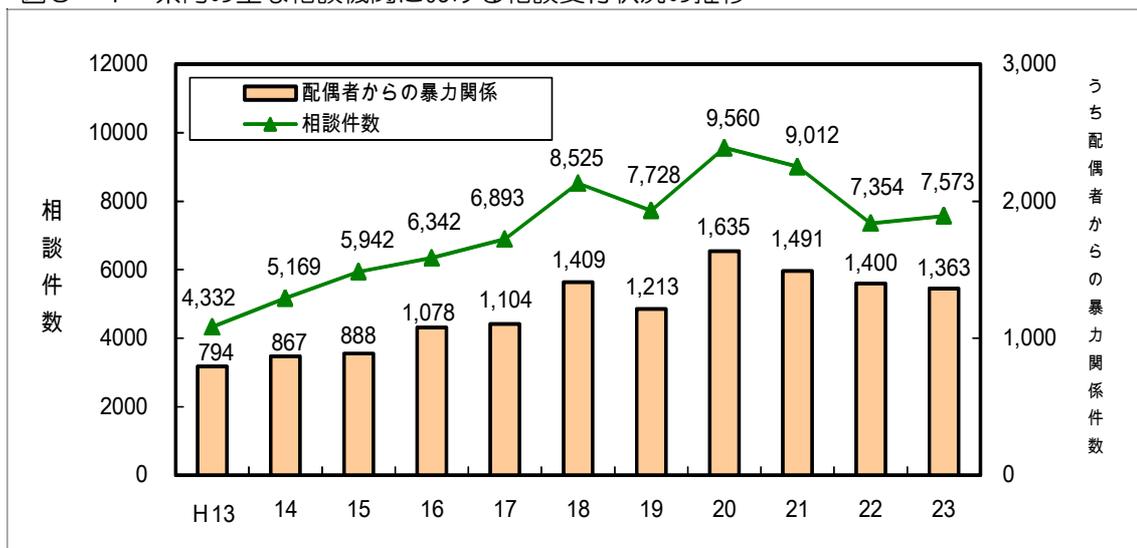
● 県内の主な相談機関における相談の受付状況（平成23年度） 【単位：件，％】

区分	総数	うちDV関係	割合
県女性相談センター	1,581	491	31.1
県男女共同参画センター	1,093	272	24.9
地域振興局・支庁の保健福祉環境部	45	45	100.0
県の相談機関の計	2,719	808	29.7
サンエールかごしま	1,805	340	18.8
5市福祉事務所の計	3,049	215	7.1
合計	7,573	1,363	18.0

（県男女共同参画室調べ）

（注）県女性相談センター、県男女共同参画センター及び各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部は、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定している。

図5-1 県内の主な相談機関における相談受付状況の推移



（県男女共同参画室調べ）

(2) 県男女共同参画センターにおける相談の受付状況

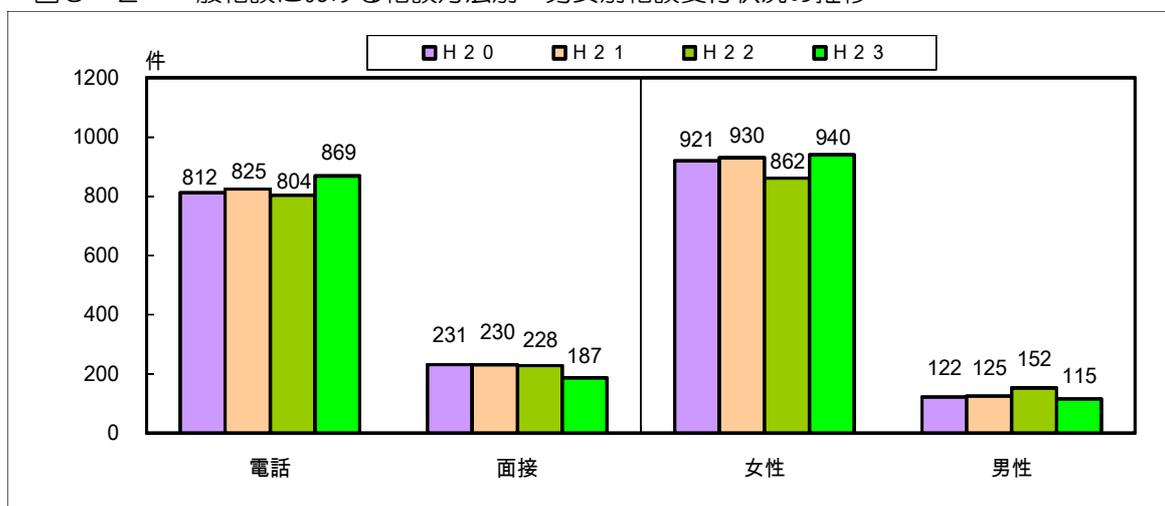
平成15年4月22日にかごしま県民交流センター内に設置された県男女共同参画センターでは、男女共同参画相談員による一般相談及び弁護士や医師等による専門相談を行っている。

平成23年度における相談の受付状況をみると、一般相談が1,056件（電話869件、面接187件）で、専門相談が37件となっており、8年連続で相談が1,000件を超える状況となっている。

一般相談について、相談者を男女別にみると、女性が940件と9割近くを占めており、年齢別にみると、幅広い世代からの相談を受け付けているが、特に30代からの相談が全体の2割以上を占めている。相談内容としては、「夫婦関係の問題」が739件と最も多く、一般相談の相談内容の4割近くを占めている。また、面接相談件数は、前年度（228件）より減少し、187件となっている。

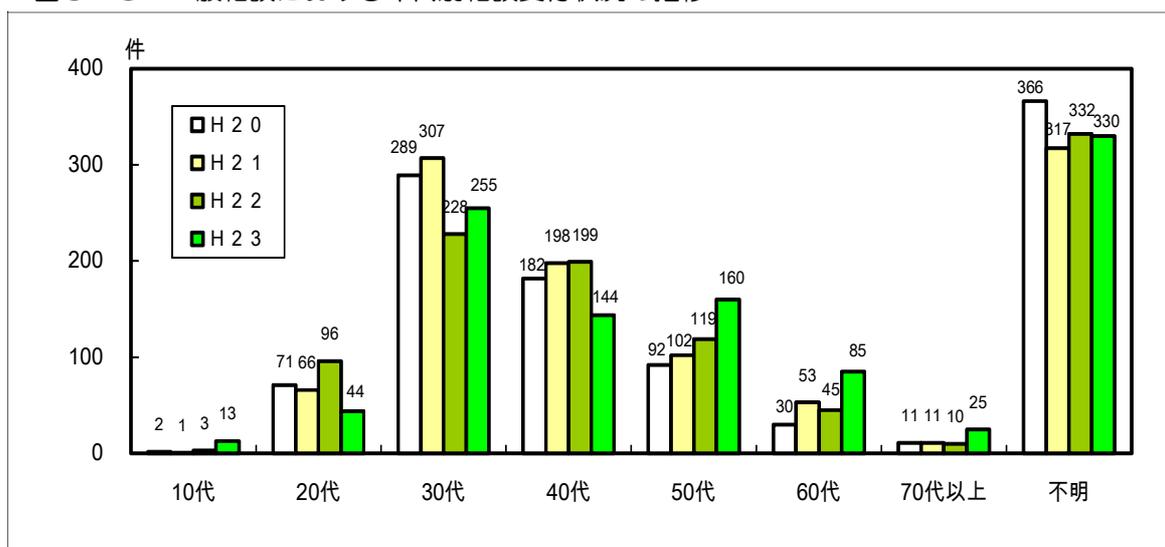
なお、DVやセクハラなどの暴力行為等に関する相談は、351件であり、前年度（389件）に比べてやや減少している。

図5-2 一般相談における相談方法別・男女別相談受付状況の推移



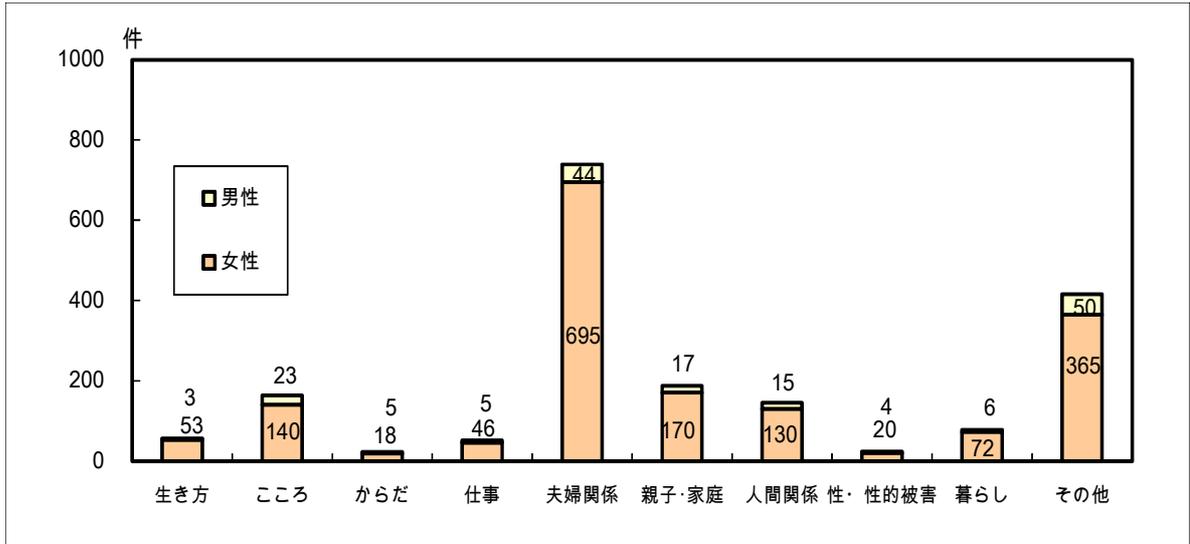
(県男女共同参画センター調べ)

図5-3 一般相談における年代別相談受付状況の推移



(県男女共同参画センター調べ)

図5-4 一般相談における相談内容別件数（平成23年度）



(注) 相談内容が複数にわたるものは重複計上している。

(県男女共同参画センター調べ)

● 県男女共同参画センターにおける暴力行為等関係の相談内容（平成23年度） 【単位：件】

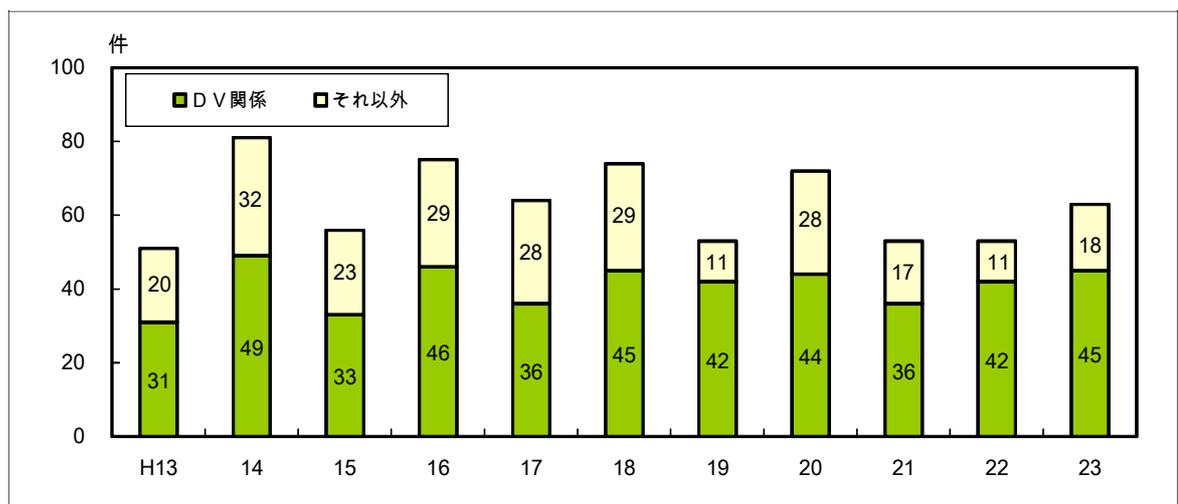
区分	DV	デートDV	虐待	セクハラ	ストーカー	その他	計
相談件数	274	41	11	13	2	10	351

(県男女共同参画センター調べ)

(3) 県内の一時保護施設における一時保護の状況

県内の一時保護施設においては、緊急に保護することが必要と認められる要保護女子等について、一時保護を行っている。平成23年度の入所状況をみると、一時保護件数63件のうちDV関係が45件となっており、全体の約7割を占めている。

図5-5 県内の一時保護施設における一時保護の状況の推移



(県女性相談センター調べ)

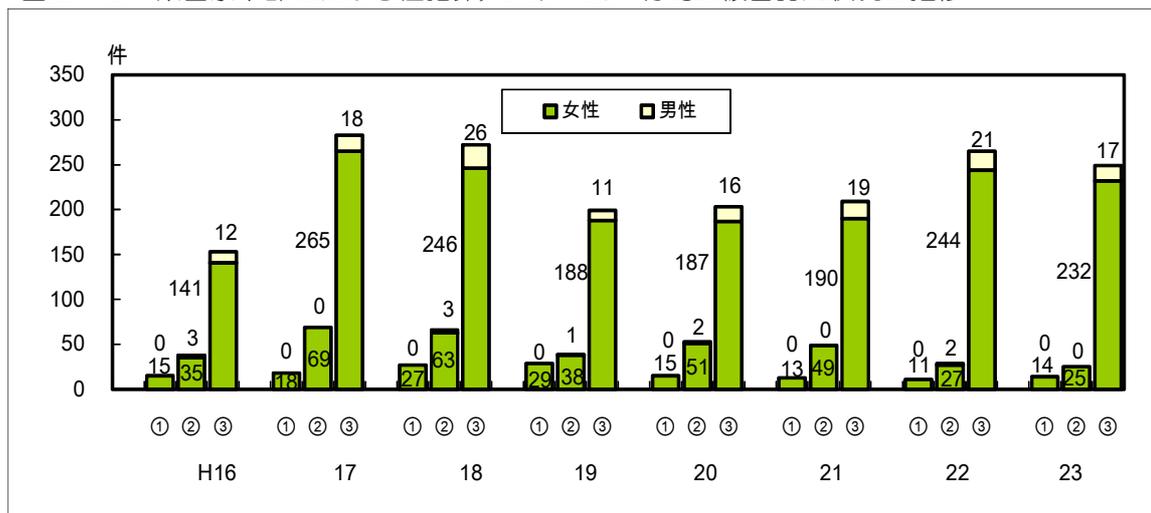
(4) 県警察本部における性犯罪等の被害認知状況

性犯罪（強姦，強制わいせつ）やストーカー行為について，県警察本部における被害認知状況をみると，平成23年は強姦が14件，強制わいせつが25件，ストーカー行為が 249件となっている。特に平成17年以降はストーカー行為の被害が多く，被害者の約9割は女性となっている。

また，女性の強制わいせつの被害について年齢別にみると，0～10代から20代までが全体の7割以上を占めている。

なお，配偶者暴力事案における被害者は，平成23年は女性が 416人（99.3%），男性が3人（0.7%）となっている。

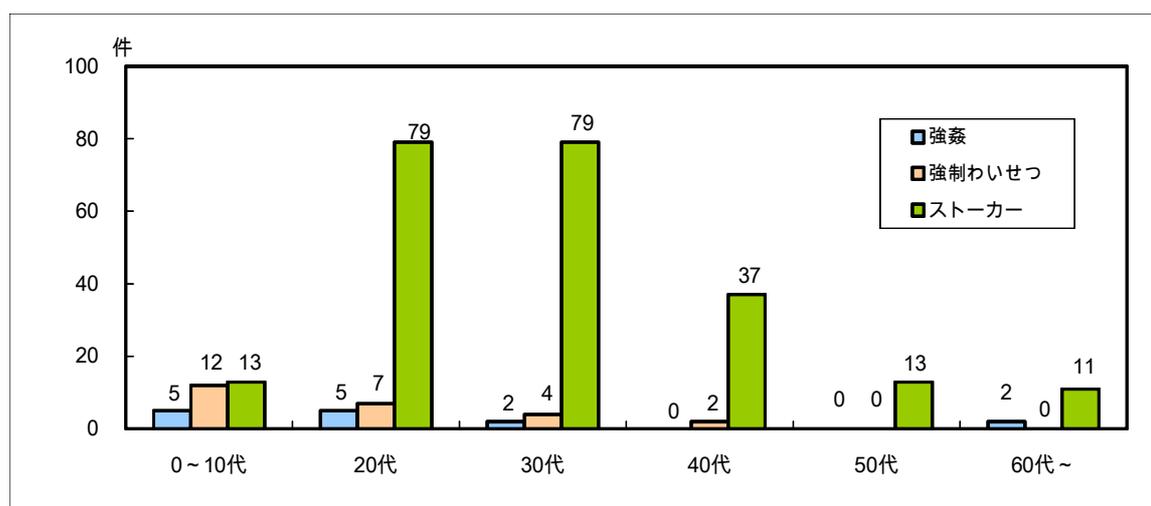
図5-6 県警察本部における性犯罪，ストーカー行為の被害認知状況の推移



(注) ① 強姦，② 強制わいせつ，③ ストーカー

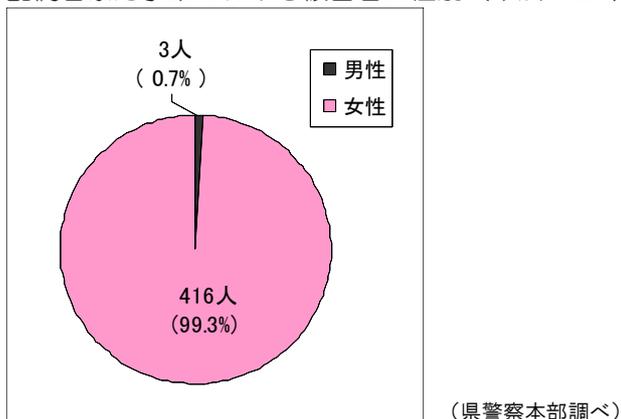
(県警察本部調べ)

図5-7 性犯罪，ストーカー行為の年齢階級別被害認知状況（女性，平成23年）



(県警察本部調べ)

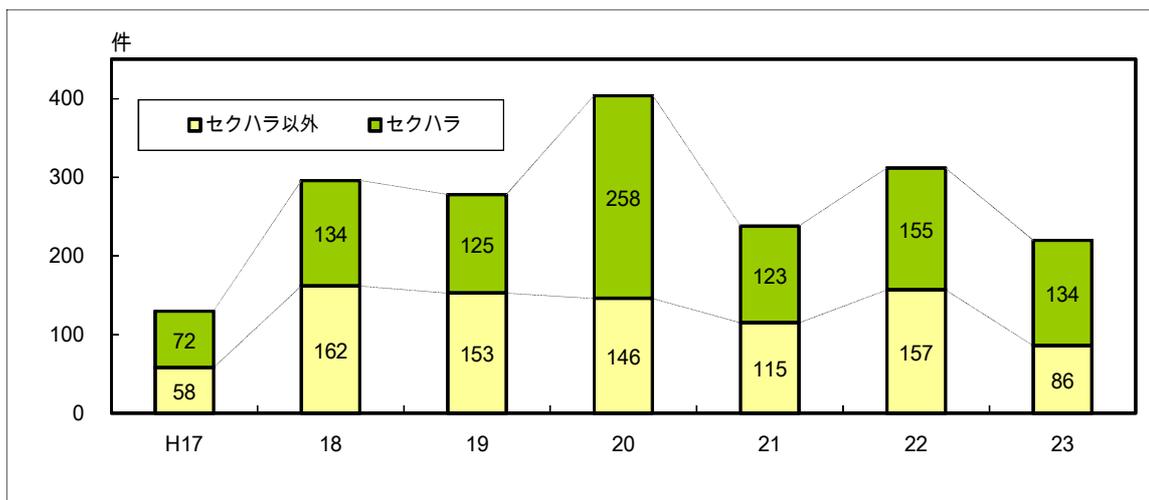
図5-8 配偶者暴力事案における被害者の性別（平成23年）



(5) 鹿児島労働局雇用均等室における相談の受付状況

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、鹿児島労働局雇用均等室における男女雇用機会均等に係る相談の受付状況をみると、平成23年度の相談件数220件のうちセクハラ関係は134件となっており、約6割を占めている。

図5-9 労働局雇用均等室における男女雇用機会均等に係る相談件数の推移



(厚生労働省鹿児島労働局雇用均等室「男女雇用機会均等法の施行状況」)

【第5節】 高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進

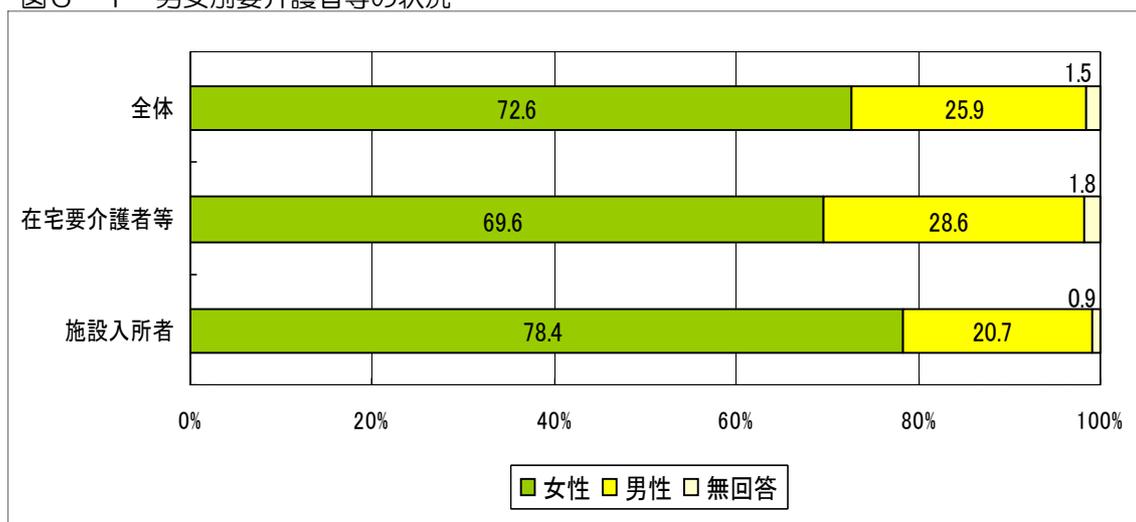
1 高齢者福祉

(1) 要介護者の状況

県が平成22年度に実施した高齢者実態調査によると、本県における要介護者等の総数に占める男女の割合は、有効回答数24,259人のうち女性が72.6%（17,615人）、男性が25.9%（6,287人）となっている。

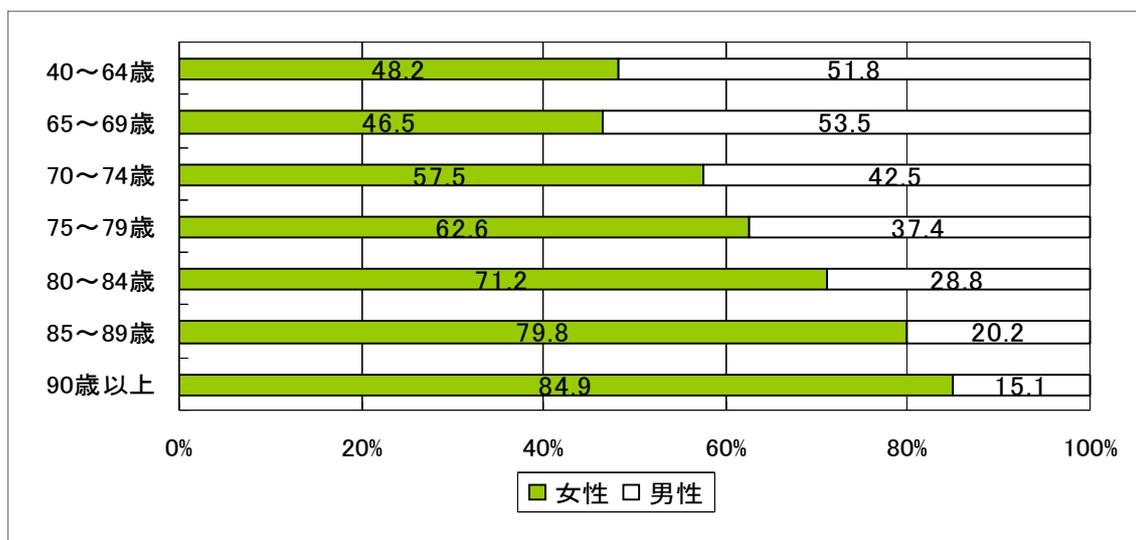
要介護者等を男女別・年齢別にみると、70歳以上において女性の割合が増加し、90歳以上では女性が8割以上を占めている。

図6-1 男女別要介護者等の状況



(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

図6-2 男女別年齢別要介護者等の状況

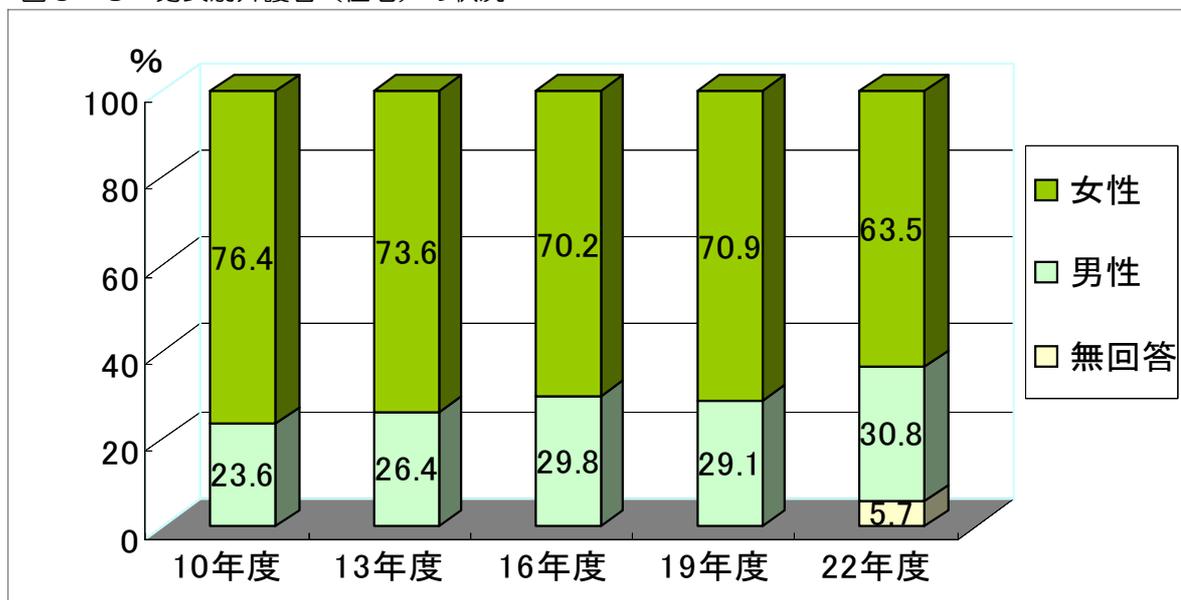


(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

(2) 介護者の状況

前述の高齢者実態調査によると、本県における主な介護者（在宅）の性別は、有効回答数11,783人のうち、女性が63.5%（7,481人）、男性が30.8%（3,635人）となっており、介護者の約3分の2が女性となっている。

図6-3 男女別介護者（在宅）の状況



(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

【第6節】 農林水産業，商工業の自営業等における男女共同参画の促進

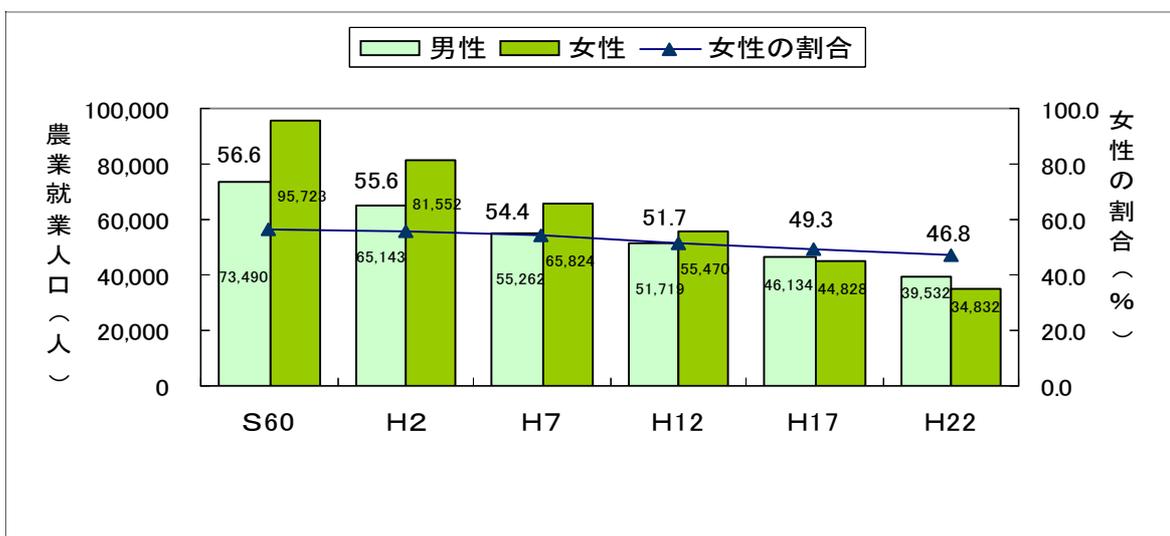
1 農林水産業における女性の参画状況

(1) 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合

本県における農業就業人口を男女別にみると，男女ともに年々減少している。

男女比については，平成12年までは女性が男性を上回っていたが，平成17年からはほぼ均衡しており，平成22年においても，女性が34,832人（46.8%），男性が39,532人（53.2%）と，農業就業人口の半数近くを女性が占めている。

図7-1 男女別農業就業者数の推移



(注)「販売農家」：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(農林水産省「農林業センサス」)

(2) 各種協同組合における女性の登用状況

県内の各種協同組合における正組合員総数に占める女性の割合は，農業協同組合が20.1%（前年19.7%），森林組合が16.2%（前年16.4%），漁業協同組合が5.9%（前年7.8%）となっている。（基準日は団体により異なる。）

また，役員（理事，監事，参与）の在職状況をみると，女性は農業協同組合が26人（前年25人），森林組合が1人（前年1人），漁業協同組合が1人（前年1人）で，役員総数に占める女性の割合は，農業協同組合が6.8%（前年6.5%），森林組合が0.5%（前年0.5%），漁業協同組合が0.2%（前年0.2%）となっている。

● 各種協同組合における役員の在職状況

【単位：人，%】

区分	組合数	正組合員総数	うち女性	割合	役員総数	うち女性	割合
農業協同組合	15	113,907	22,850	20.1	383	26	6.8
森林組合	15	99,677	16,134	16.2	196	1	0.5
漁業協同組合	49	5,717	336	5.9	449	1	0.2

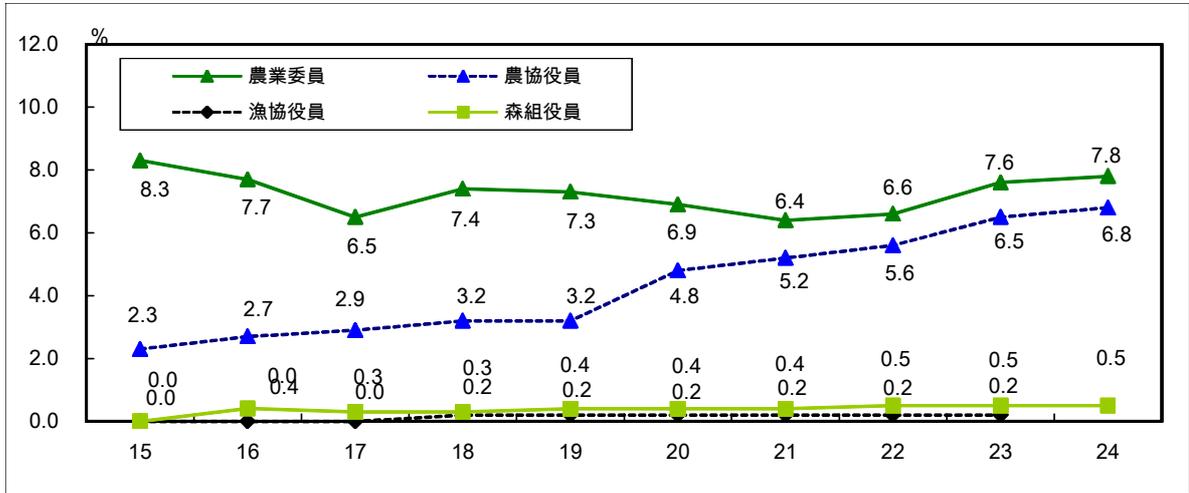
(注) 農業協同組合は平成24年2月末現在，森林組合は平成24年6月末現在，漁業協同組合は平成23年12月末現在

(県経営技術課，環境林務課，水産振興課調べ)

(3) 農業委員会における女性の登用状況

県内市町村の農業委員会における委員の在職状況をみると、平成24年10月末現在で女性は68人であり、委員総数に占める女性の割合は7.8%となっている。

図7-2 各種協同組合の役員や農業委員における女性の割合の推移

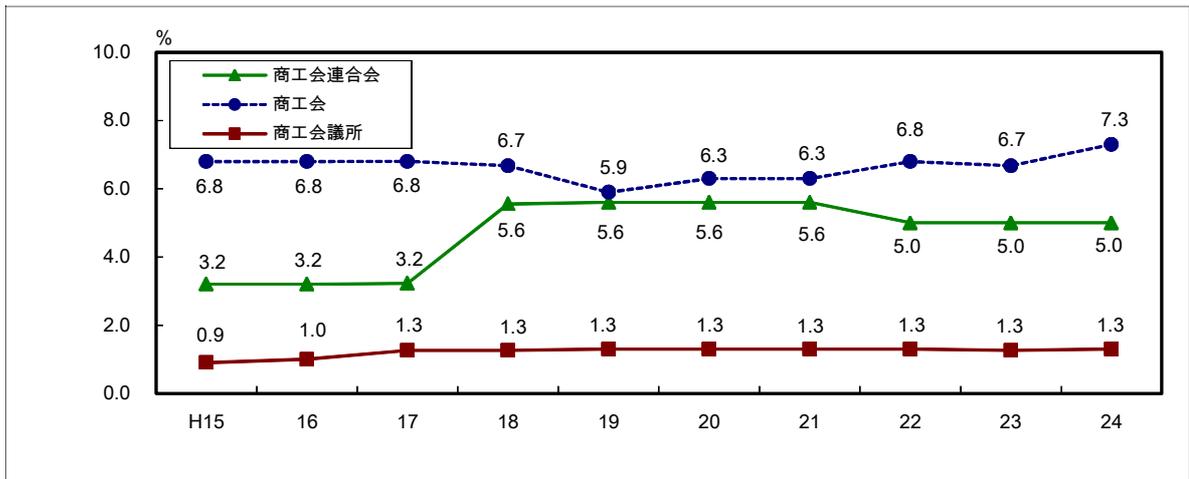


(県経営技術課，環境林務課，水産振興課調べ)

2 商工業における女性の参画状況

県内の商工団体における役員（理事，監事，参与）の在職状況をみると、平成24年7月1日現在で、女性は商工会連合会が1人（前年1人），商工会が65人（前年65人），商工会議所が4人（前年4人）であり、役員総数に占める女性の割合は，商工会連合会が5.0%，商工会が7.3%，商工会議所が1.3%となっている。

図7-3 商工団体の役員における女性の割合の推移



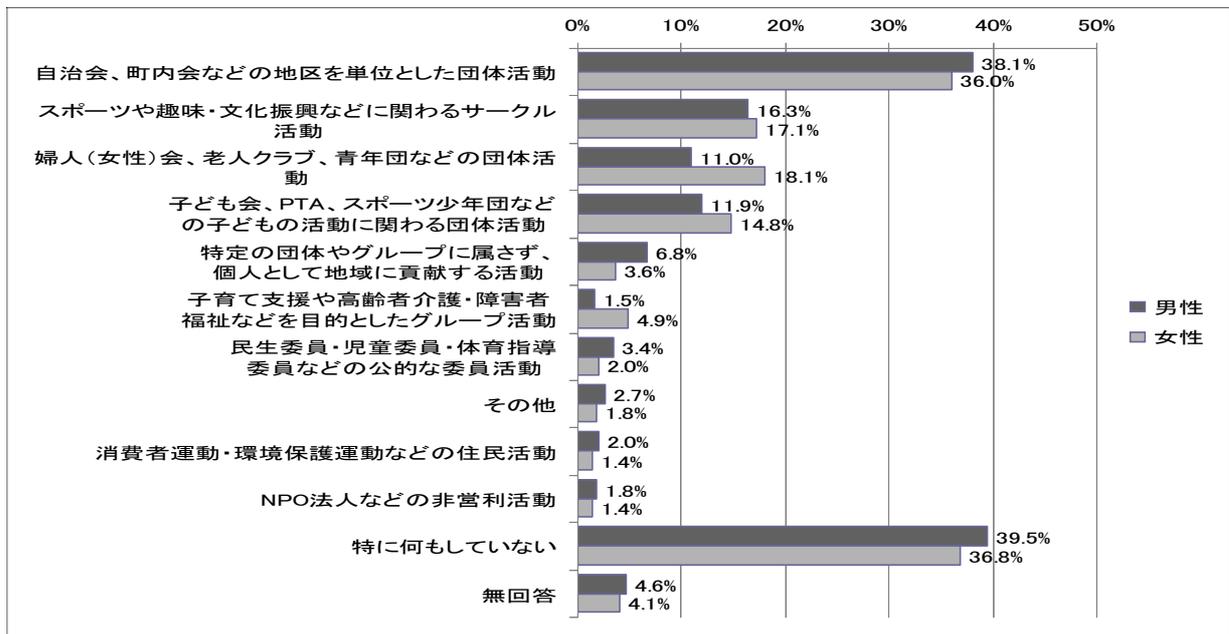
(県商工政策課調べ)

【第7節】 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

1 地域における活動への参加状況

平成23年の県民意識調査によると、地域における活動への参加状況について、男女ともに「自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動」（男性38.1%，女性36.0%）への参加が最も多くなっているが、「婦人（女性）会、老人クラブ、青年団などの団体活動」をあげた人は女性（18.1%）が男性（11.0%）を上回っている。また、「子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動」も女性（14.8%）が男性（11.9%）を上回っている。

図8-1 地域における活動への参加状況（性別）



（県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島県の男女の意識に関する調査」）

2 地域における女性の参画状況

(1) 公共的団体における女性の参画状況

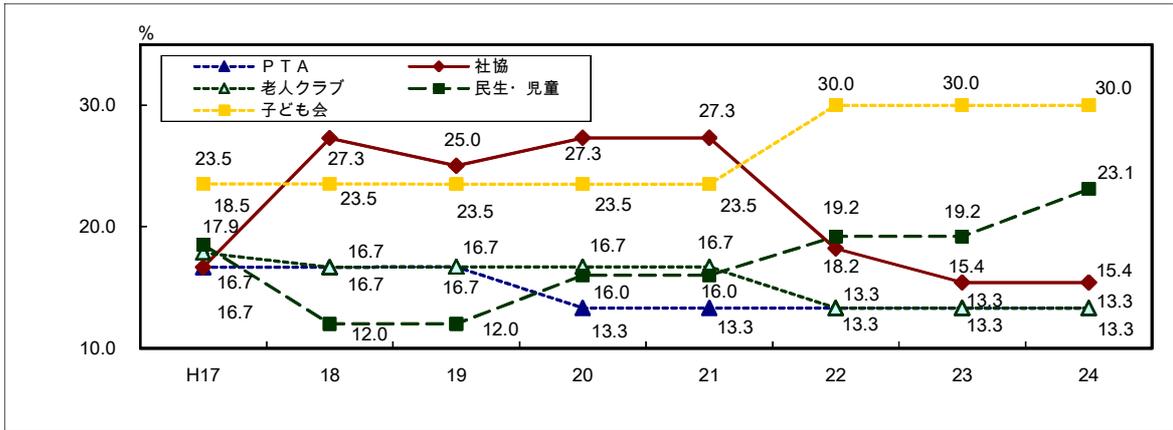
県PTA連合会などの公共的団体（県段階）における役員（理事）総数に占める女性の割合は、平成24年4月1日現在で県PTA連合会が13.3%（前年13.3%）、県社会福祉協議会が15.4%（前年15.4%）、県老人クラブ連合会が13.3%（前年13.3%）、県民生委員児童委員協議会が23.1%（前年19.2%）、県子ども会育成連絡協議会が30.0%（前年30.0%）となっている。

● 公共的団体（県）における役員の在職状況（平成24年4月1日現在） 【単位：人，%】

区分	役員総数	うち女性	割合	会長数	うち女性
PTA連合会（県）	15	2	13.3	1	0
社会福祉協議会（県）	13	2	15.4	1	0
老人クラブ連合会（県）	15	2	13.3	1	0
民生委員児童委員協議会（県）	26	6	23.1	1	0
子ども会育成連絡協議会（県）	10	3	30.0	1	0

（県男女共同参画室調べ）

図8-2 公共的団体の役員における女性の割合の推移



(県男女共同参画室調べ)

(2) 自治会組織における女性の参画状況

自治会、区会、町内会、公民会などの自治会組織における代表者（会長、館長など）総数に占める女性の割合は、平成24年4月現在で 5.3%（前年 5.7%）となっている。

● 自治会組織における代表者の在職状況【単位：人，%】

区分	総数	うち女性	割合
市	5,665	296	5.2
町村	1,332	72	5.4
計	6,997	368	5.3

(注) 原則として平成24年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。(県男女共同参画室調べ)

(3) 公立小学校・中学校のPTAにおける女性の参画状況

公立小学校・中学校のPTAの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、平成24年4月現在で38.4%（前年37.5%）となっている。そのうち会長は 4.9%（前年 4.8%）、副会長は49.6%（前年48.8%）となっており、副会長の約半数が女性となっている。

● 公立小学校・中学校のPTAにおける状況【単位：人，%】

区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
市	2,394	975	40.7	556	25	4.5	1,838	950	51.7
町村	773	240	31.0	240	14	5.8	533	226	42.4
計	3,167	1,215	38.4	796	39	4.9	2,371	1,176	49.6

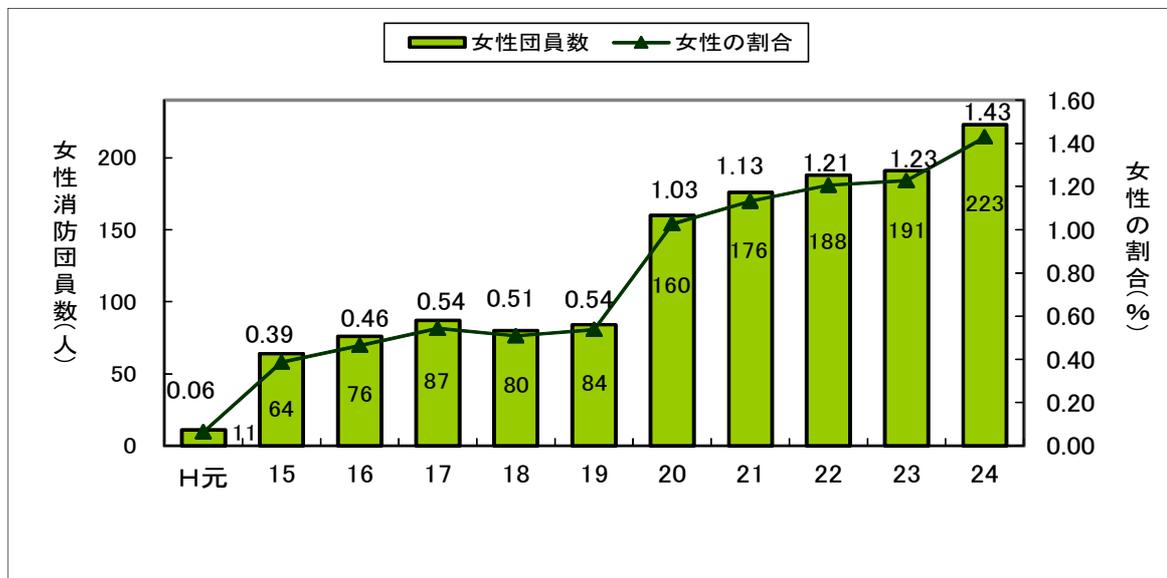
(注) 原則として平成24年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。

(県男女共同参画室調べ)

(4) 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合

県内における消防団員数は年々減少傾向にあるが、女性消防団員数は、平成元年の11人から平成24年には223人と増加している。平成24年の消防団員総数に占める女性の割合は1.43%となっており、わずかながらではあるものの、消防団活動への女性の参画が進んでいる。

図8-3 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合の推移



(県消防保安課調べ)

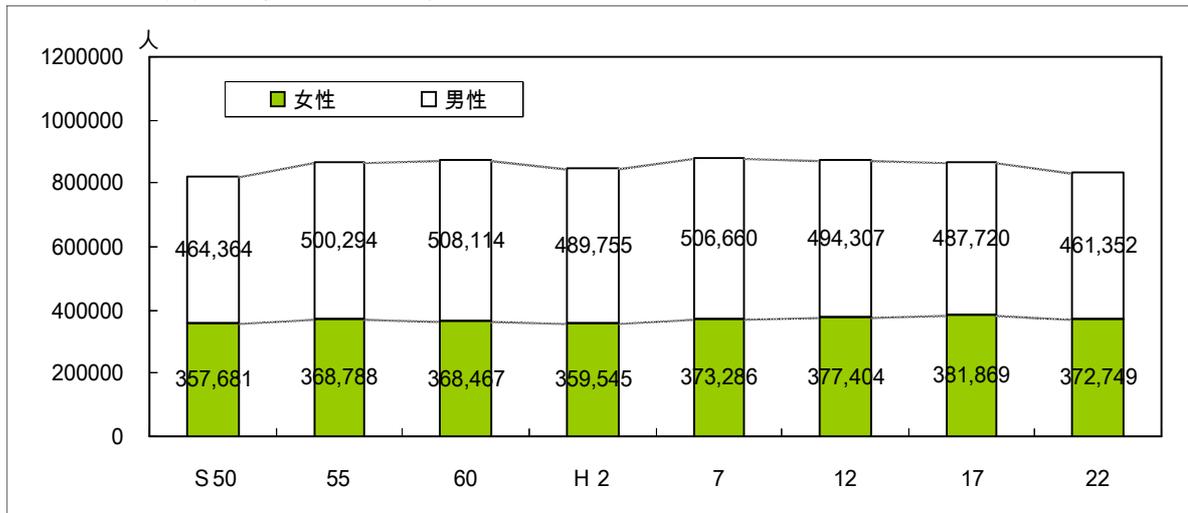
【第8節】 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

1 女性と就業

(1) 労働力人口

本県における労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）全体に占める女性の割合は、平成22年10月1日現在で44.7%（前回43.9%）となっており、前回調査時（平成17年）から0.8ポイント上昇している。

図9-1 本県の労働力人口の推移

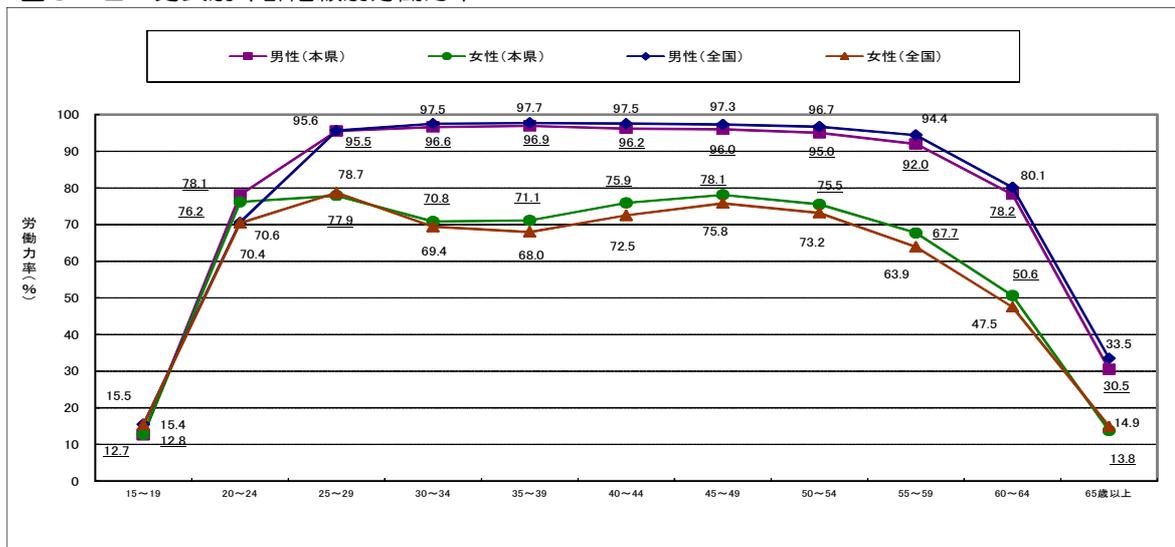


（総務省「国勢調査」）

(2) 労働力率

本県における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大きな変化がないものの、女性では結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっている。

図9-2 男女別年齢階級別労働力率



（総務省「平成22年国勢調査」）

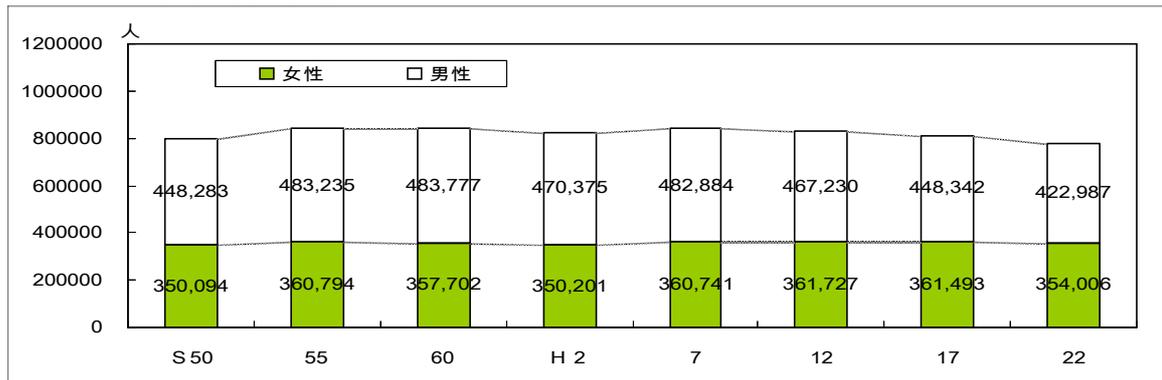
2 就業

(1) 就業者数

本県における就業者全体に占める女性の割合は、平成22年10月1日現在で45.6%となっており、前回調査時（平成17年, 44.6%）から1.0ポイント上昇している。

また、状態別にみると、男性の95.3%が「主に仕事」をしているのに比べ、女性の26.8%は「家事のほか仕事」をしている。また、女性の「主に仕事」の割合は、昭和60年から平成22年にかけて大幅に増加してきている。

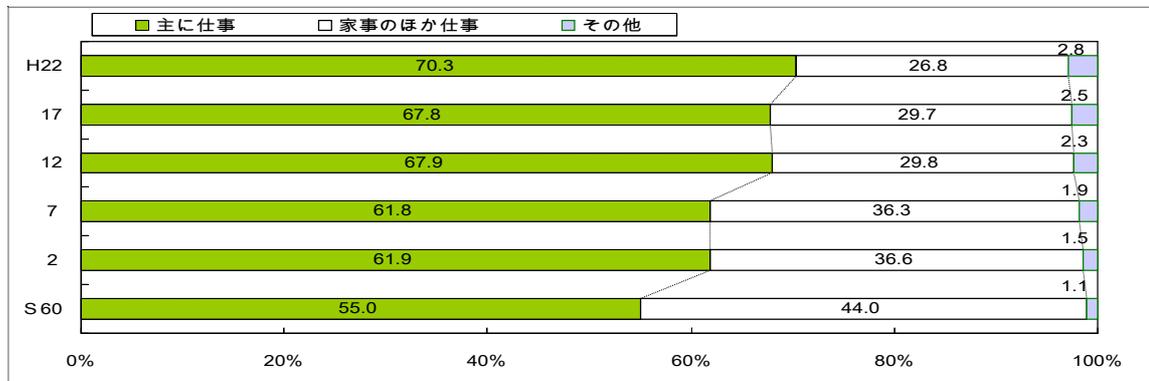
図9-3 就業者数の推移



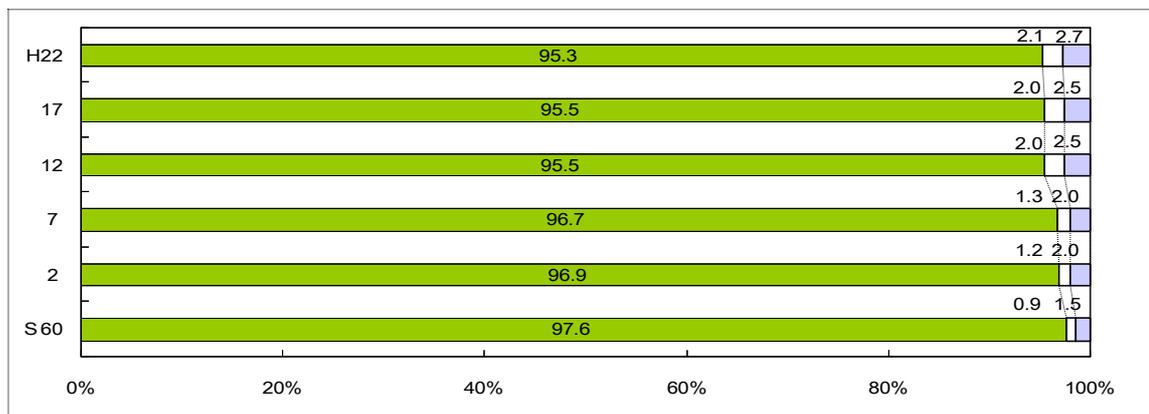
(総務省「国勢調査」)

図9-4 状態別就業者構成割合の推移

<女性>



<男性>

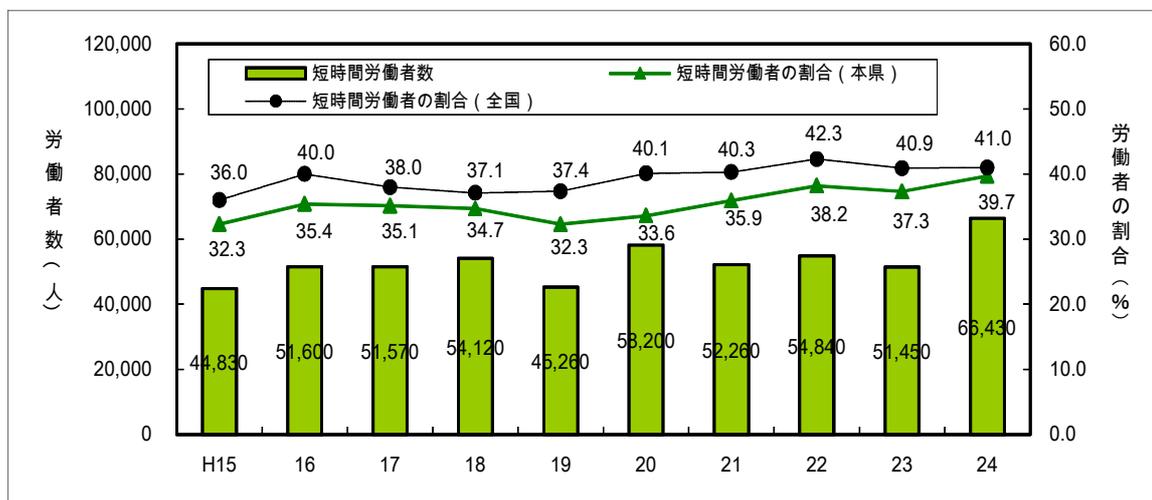


(総務省「国勢調査」)

(2) 短時間労働者（パートタイム労働者）

県内の民営事業所における女性労働者の就業状況を就業形態別にみると、平成24年6月現在で短時間労働者は66,430人で、労働者全体に占める短時間労働者の割合は39.7%（前年37.3%）となっている。

図9-5 短時間労働者数の推移（女性）



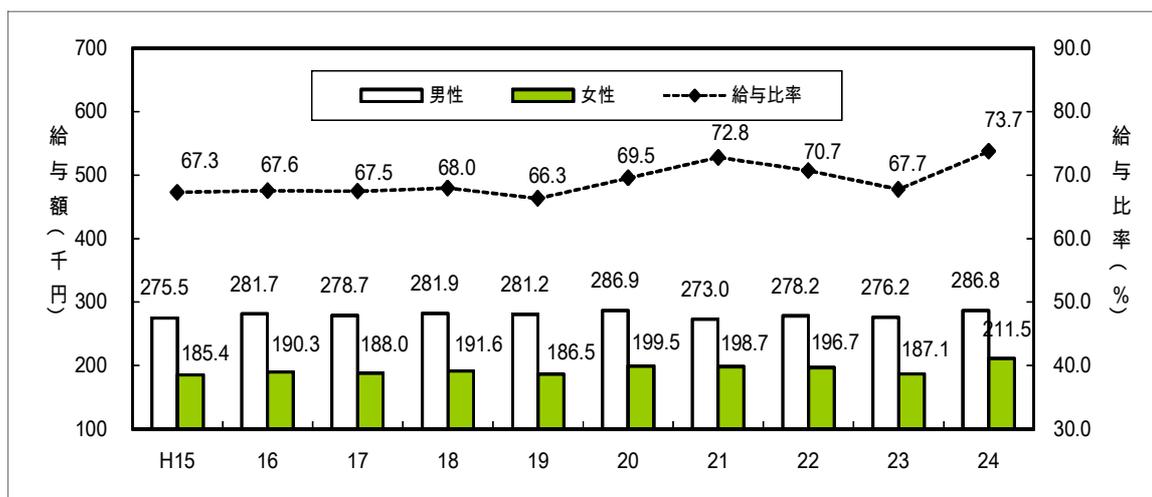
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

3 賃金

(1) 一般労働者

県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況をみると、平成24年6月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は73.7%（前年67.7%）となっている。

図9-6 本県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



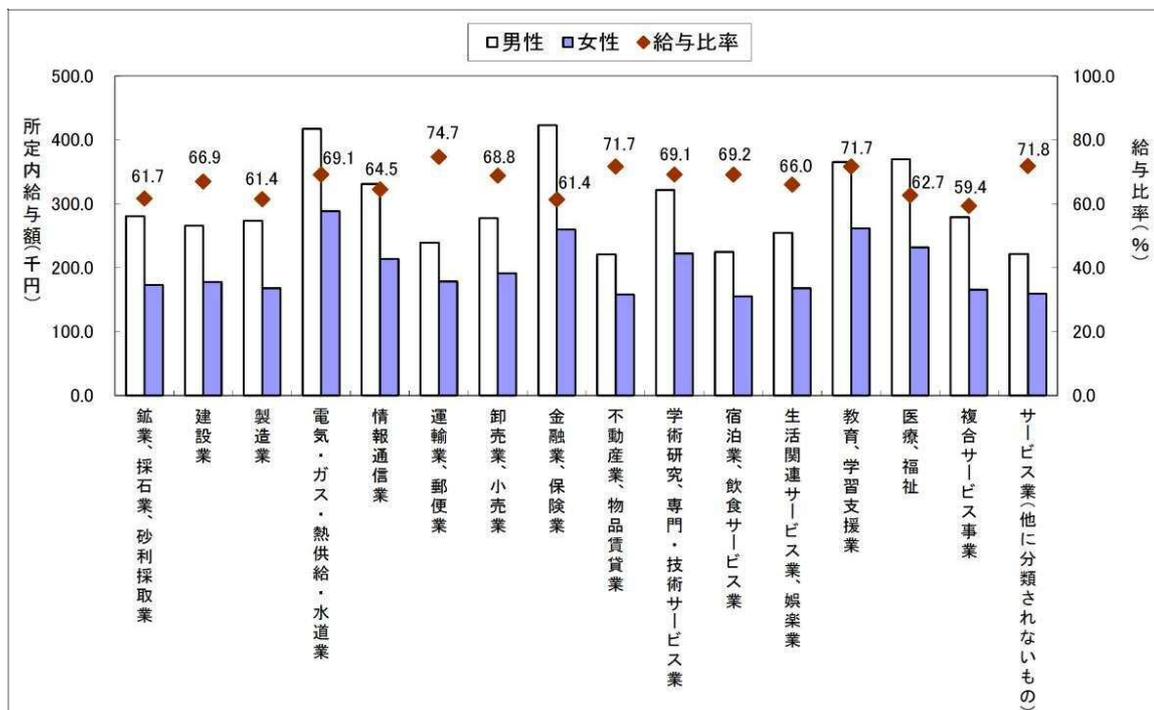
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(2) 産業別・男女別平均所定内給与額

県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況を産業別にみると、平成24年6月現在で、男性と女性の賃金格差が最も大きいのは、「複合サービス事業」、次いで「製造業」、「金融業、保険業」となっている。

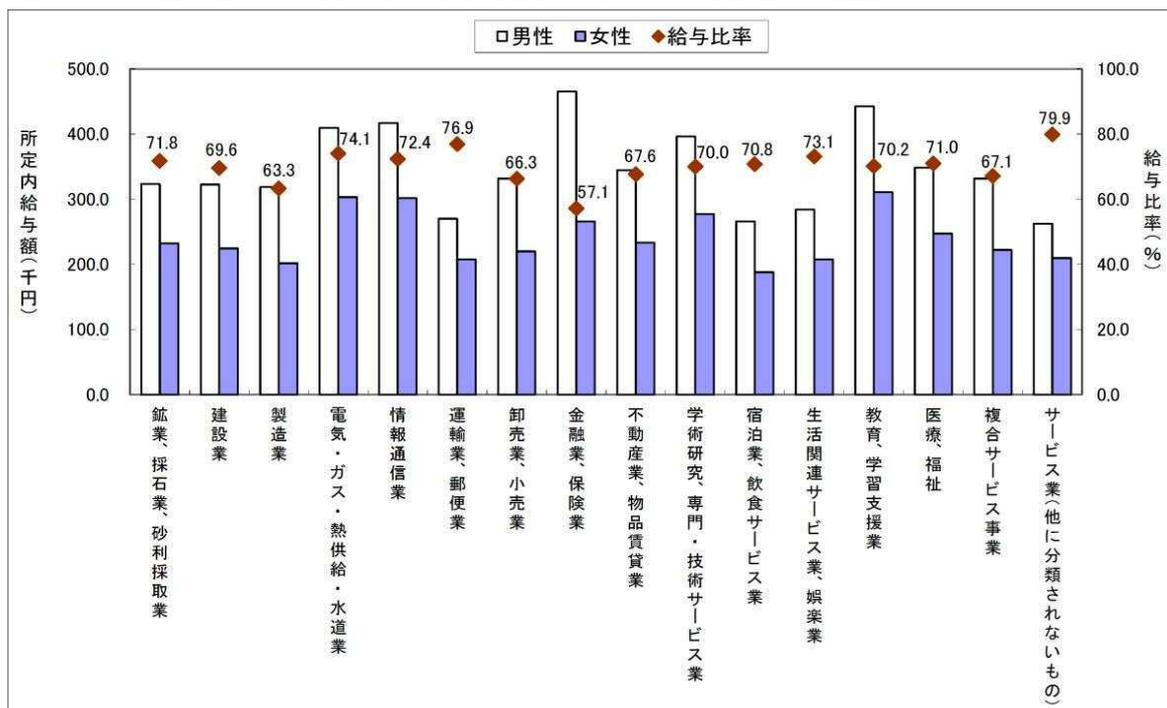
また、全国の状況をもても、「金融業、保険業」や「製造業」は男性と女性の賃金格差が大きくなっている。

図9-7 産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率（本県）



(厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」)

図9-8 産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率（全国）

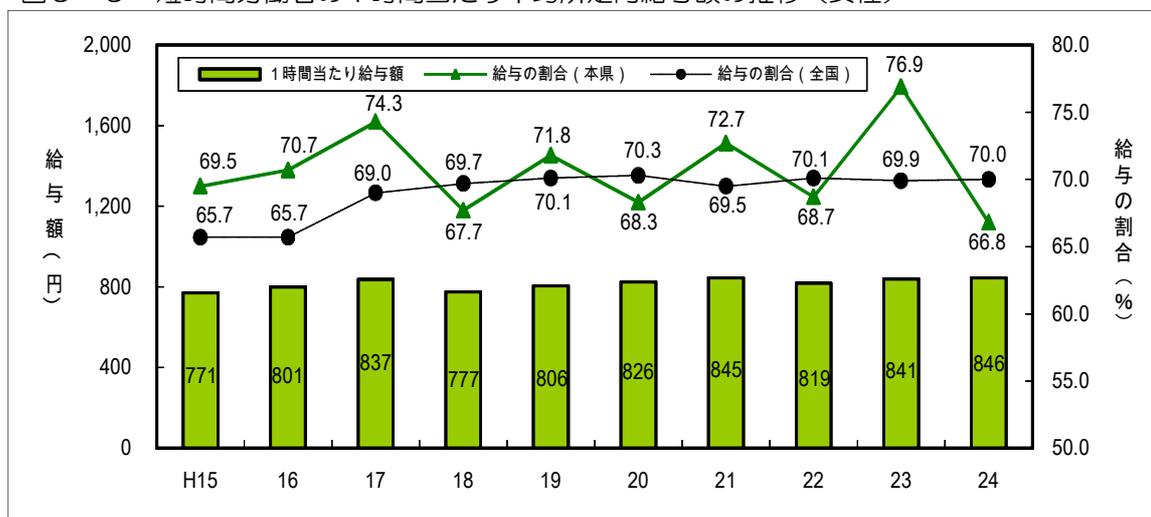


(厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」)

(3) 短時間労働者（パートタイム労働者）

県内の民営事業所における女性労働者の賃金（1時間当たりの平均所定内給与額）を就業形態別にみると、一般労働者に対する短時間労働者の賃金の割合は、平成24年6月現在で66.8%となっている。

図9-9 短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移（女性）



(注)「給与の割合」は一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合の割合

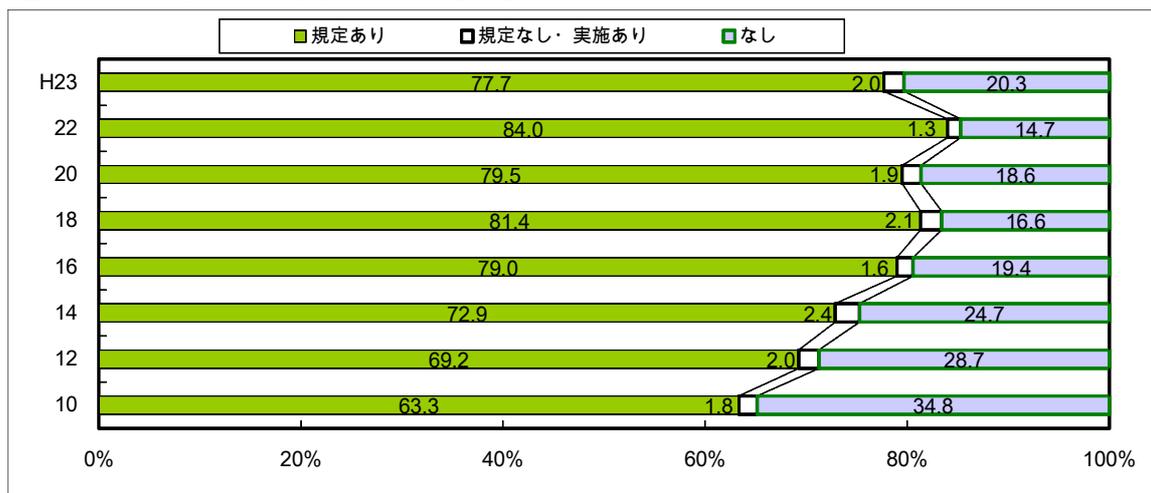
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

4 育児・介護休業等の支援制度

(1) 育児休業制度

県内の事業所における育児休業制度の導入状況を見ると、平成23年9月30日現在で77.7%の事業所が就業規則に規定している。

図9-10 育児休業制度の導入状況の推移

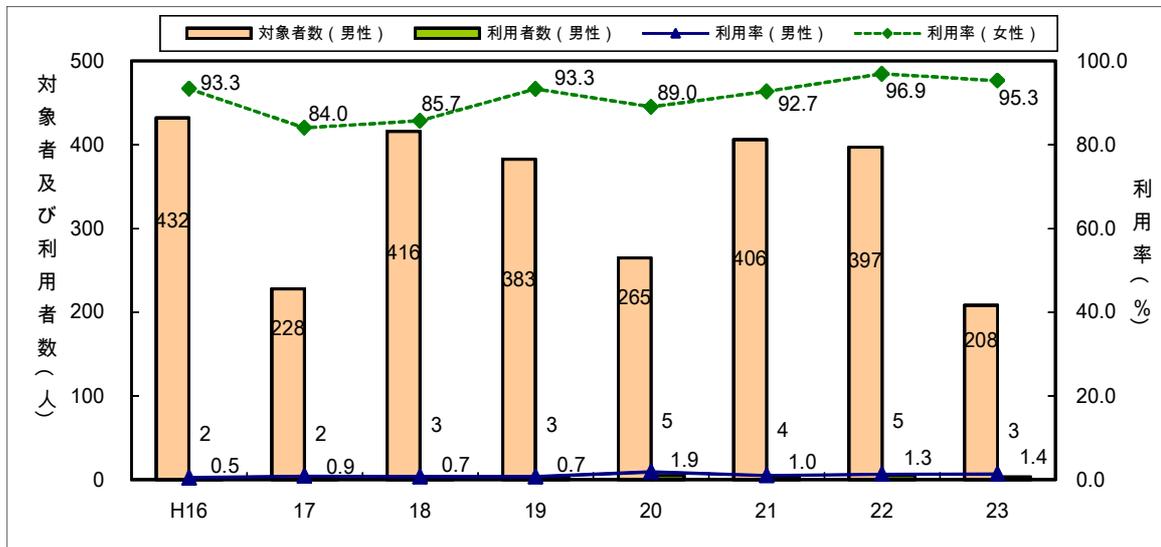


(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

また、過去1年間（平成22年10月～平成23年9月）の利用状況をみると、女性は対象者171人のうち利用者は163人で、利用率は95.3%となっているが、男性は対象者208人のうち利用者は3人で、利用率は1.4%でありほとんど利用されていない。

図9-11 育児休業制度の利用状況の推移



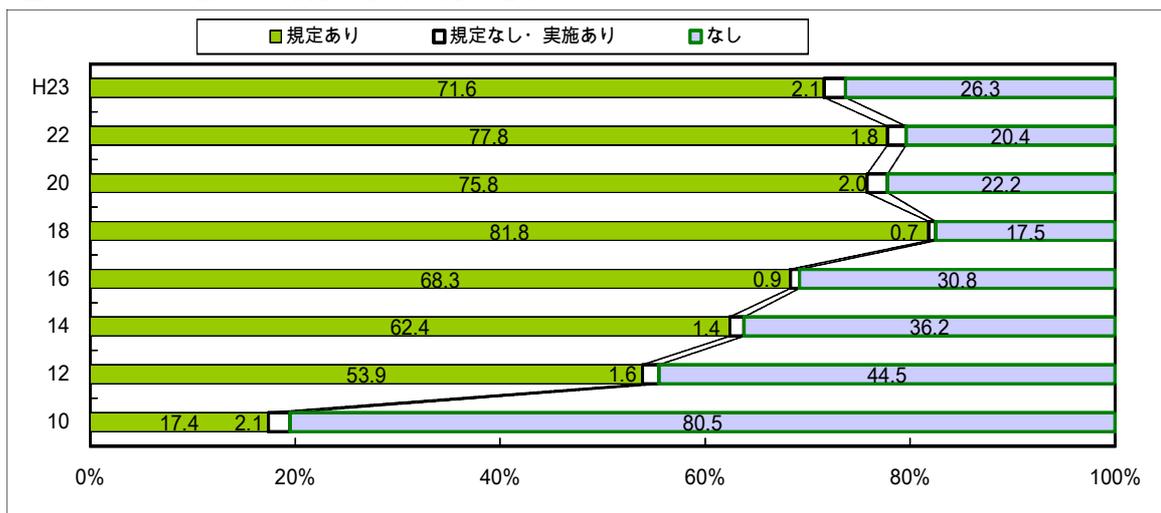
(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

(2) 介護休業制度

県内の事業所における介護休業制度の導入状況を見ると、平成23年9月30日現在で71.6%の事業所が就業規則に規定しており、近年は横ばい傾向にある。

図9-12 介護休業制度の導入状況の推移



(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

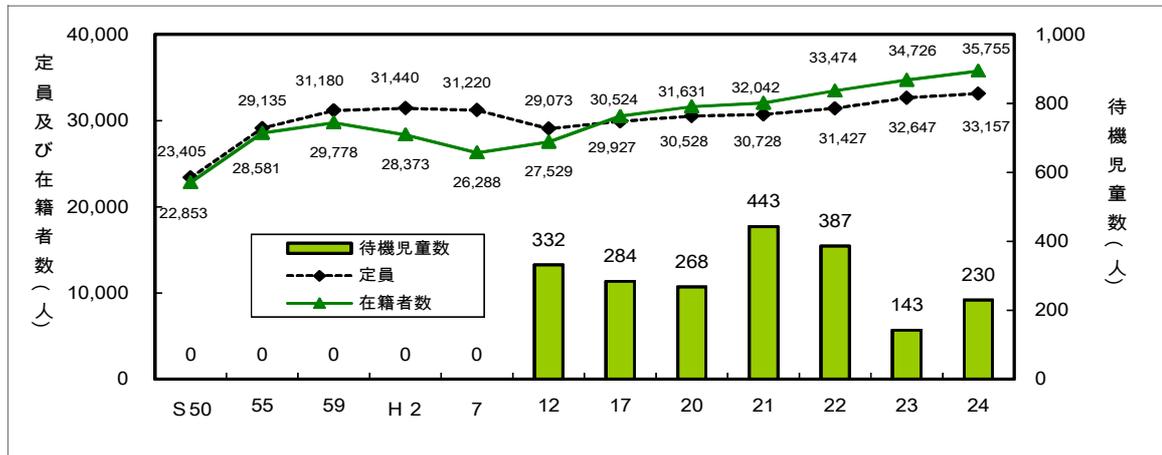
(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

5 保育事業の状況

県内の認可保育所について、平成24年4月1日現在の状況をみると、定員は33,157人で、平成23年から510人増加した。在籍児童数は35,755人で、平成23年から1,029人増加しており、在籍児童数が定員を上回っている。

なお、待機児童数は230人で、平成23年から87人増加している。

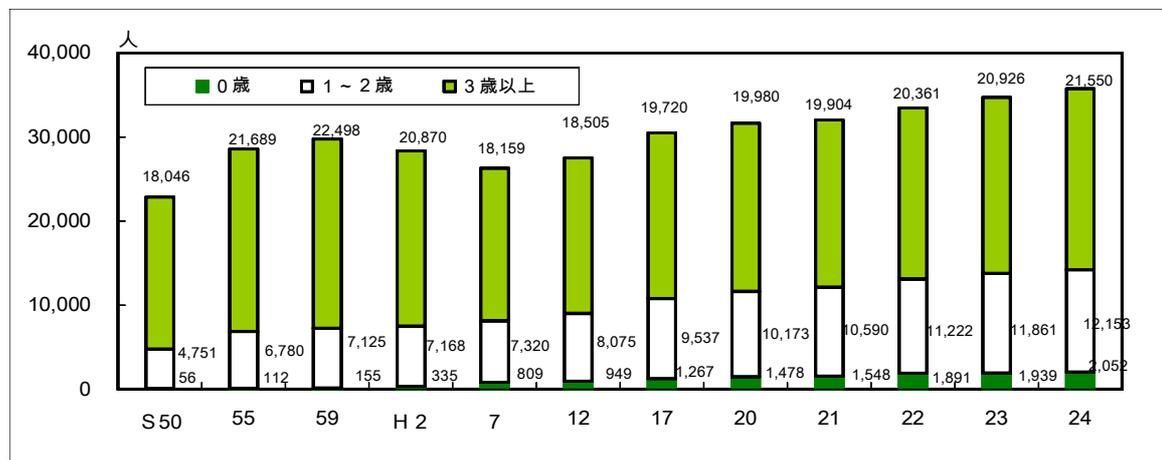
図9-13 県内の認可保育所における定員・児童数の推移



(県青少年男女共同参画課調べ)

また、在籍児童を年齢別にみると、0歳児が2,052人(5.7%)、1～2歳児が12,153人(34.0%)、3歳児以上が21,550人(60.3%)となっている。

図9-14 県内の認可保育所における年齢別在籍児童数の推移



(県青少年男女共同参画課調べ)

● 保育サービス事業の実施状況

【単位：か所】

区分	H19	H20	H21	H22	H23
延長保育	291	302	325	339	352
一時預かり	113	118	103	103	109
病児・病後児保育	13	14	15	15	18
放課後児童クラブ	227	236	253	266	285
地域子育て支援センター	58	61	61	56	72
休日保育	24	22	23	25	23

(注) 中核市(鹿児島市)分を含む。

(県青少年男女共同参画課調べ)

6 仕事と生活の調和

(1) 夫婦の家事関連時間

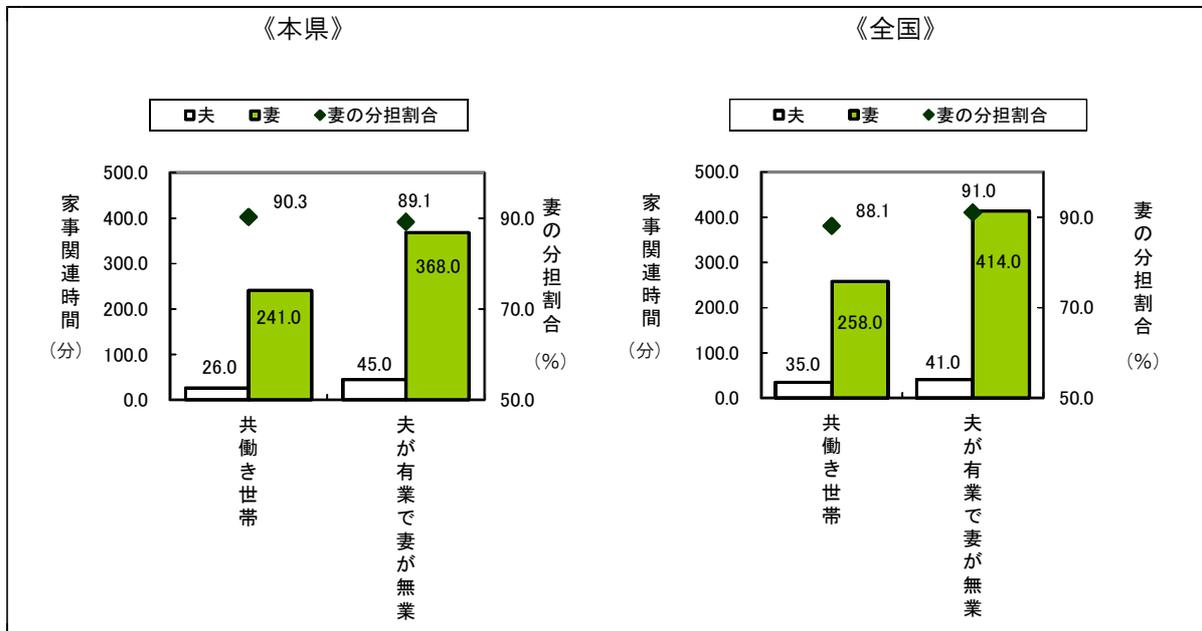
「共働き世帯」及び「夫が有業で妻が無業の世帯」について、本県における夫と妻の家事関連時間をみると、「共働き世帯」の夫は26分で、「夫が有業で妻が無業の世帯」の夫は45分となっており、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短くなっている。

一方、「共働き世帯」の妻の家事関連時間は4時間1分、「夫が有業で妻が無業の世帯」の妻は6時間8分となっており、妻の家事関連時間は共働きか否かで大きな差がみられる。

また、家事関連時間の妻の分担割合は、「共働き世帯」が90.3%、「夫が有業で妻が無業の世帯」が89.1%となっており、有業・無業にかかわらず、妻の分担割合が大きくなっている。

全国の状況を見ても、本県と同様、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短く妻の家事関連時間の分担割合が大きくなっている。

図9-15 夫婦の家事関連時間



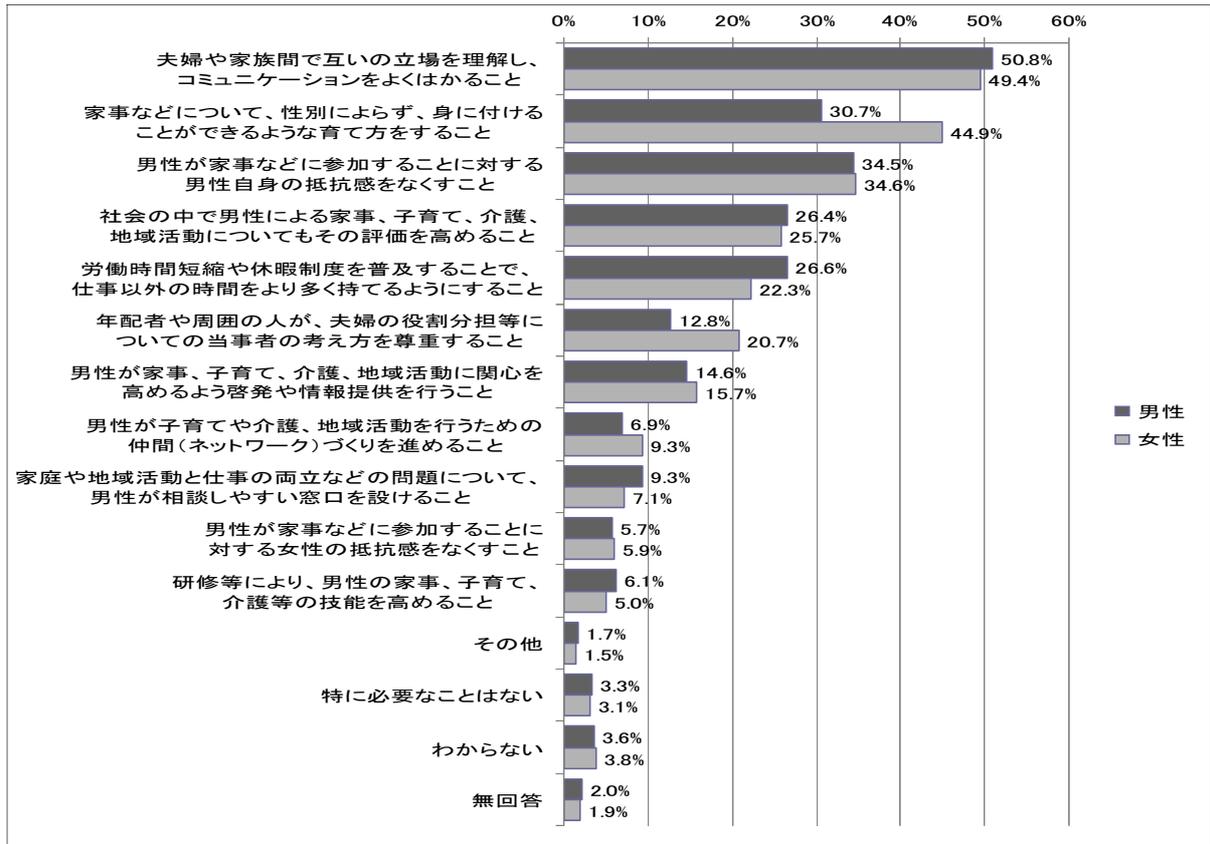
(総務省「平成23年社会生活基本調査」)

(2) 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

平成23年の県民意識調査によると、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、「夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかる」をあげた人の割合が男女ともに最も高くなっている。女性では、「家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をする」や「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」と回答した人の割合が男性よりも高くなっている。

なお、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」や「社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高める」ことも必要と回答した人は、男女ともに2割強程度となっている。

図9-16 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと（性別）



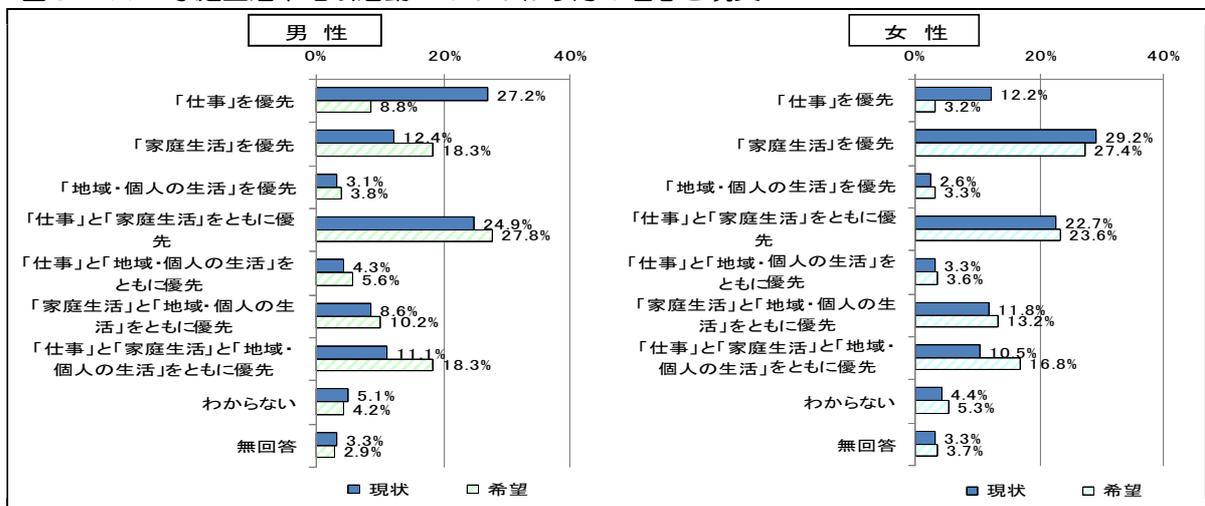
(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

(3) 仕事、家庭生活、地域活動の優先度

平成23年の県民意識調査によると、仕事、家庭生活、地域活動の優先度について、男女ともに、「仕事」を優先することを「希望」として答えた人の割合が、「現状」よりも低くなっている。

「仕事」のみならず、「家庭生活」や「地域・個人の生活」をともに優先することを「希望」しているが「現状」は「希望」どおりになっていないことが窺える。

図9-17 家庭生活や地域活動へのかかわり方の理想と現実



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

【第9節】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 政治への参画

ア 県議会の議員における女性の参画状況

本県議会議員の在職状況をみると、平成23年12月31日現在で女性は3人（前年3人）で、議員総数に占める女性の割合は5.9%（前年5.7%）となっている。

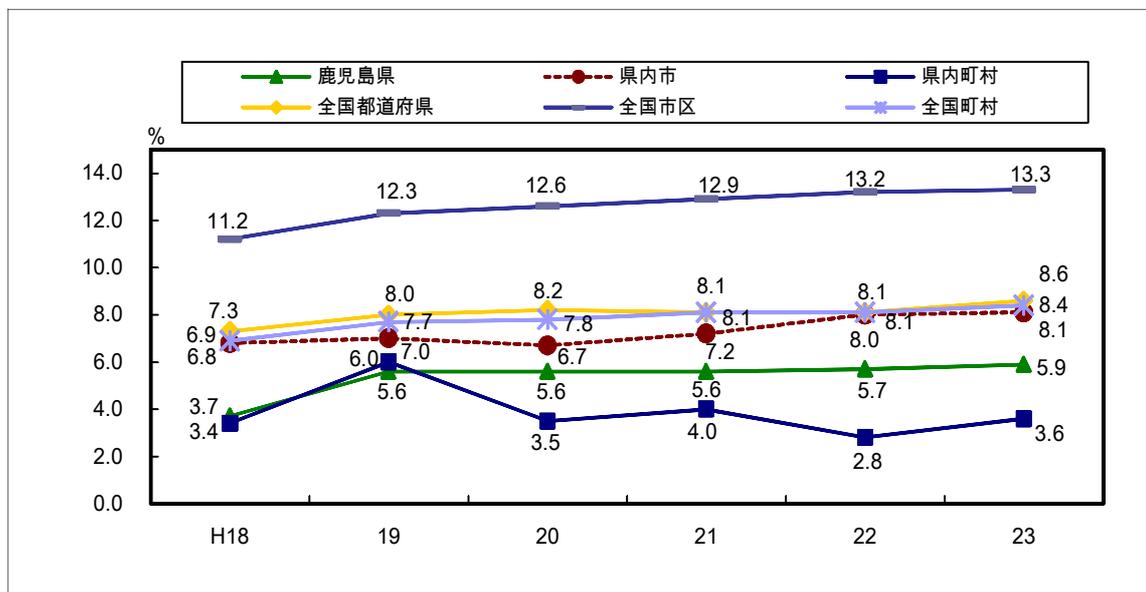
なお、全国の都道府県議会議員に占める女性の割合は、平成23年12月31日現在で8.6%（前年8.1%）となっている。

イ 市町村議会の議員における女性の参画状況

県内の市町村議会議員の在職状況をみると、平成23年12月31日現在で女性は48人（前年46人）で、市議会が37人（前年37人）、町村議会が11人（前年9人）となっている。また、議員総数に占める女性の割合は6.3%（前年5.9%）で、市議会が8.1%（前年8.0%）、町村議会が3.6%（前年2.8%）となっている。

一方、全国の市（区）町村議会議員に占める女性の割合は、平成23年12月31日現在で、市（区）議会は13.3%（前年13.2%）、町村議会は8.4%（前年8.1%）となっており、本県の市町村よりも高い水準で推移している。

図10-1 県、市（区）町村議会における女性議員の割合の推移



（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」）

(2) 審議会等への参画

ア 県の各種委員会等委員における女性の登用状況

本県における各種委員会等の状況をみると、平成24年3月31日現在で女性が1人以上属している委員会等数は7（前年6）で、委員会等総数に占める割合は77.8%（前年66.7%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、女性は13人（前年11人）で、委員総数に占める割合は14.9%（前年12.8%）となっている。

イ 市町村の各種委員会等委員における女性の登用状況

県内市町村における各種委員会等の状況をみると、平成24年3月31日現在において、委員会等の総数225（前年224）のうち、女性が1人以上属している委員会等数は97（前年90）で、市が53（前年52）、町村が44（前年38）となっている。また、委員会等総数に占める女性が1人以上属している委員会等の割合は43.1%（前年40.2%）で、市が50.5%（前年49.5%）、町村が36.7%（前年31.9%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、委員総数1,510人（前年1,505人）のうち女性は150人（前年135人）で、市が89人（前年83人）、町村が61人（前年52人）となっている。また、委員総数に占める女性の割合は9.9%（前年9.0%）で、市が10.7%（前年10.0%）、町村が9.0%（前年7.7%）となっており、市、町村ともに割合がやや増加している。

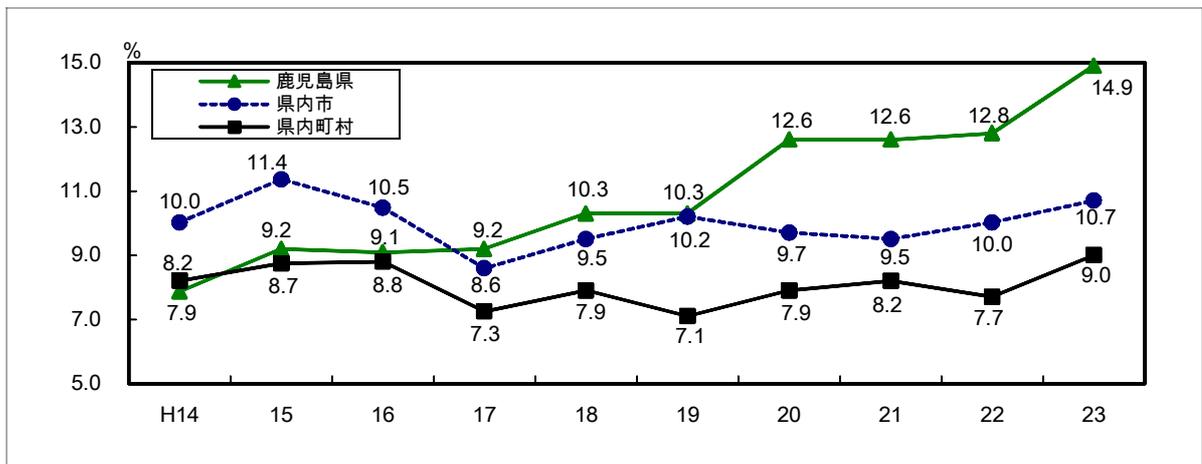
※ 各種委員会等とは、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関
 県：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、都道府県労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
 市町村：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会（自治体により設置していないものもある。）

● 本県・市町村の各種委員会等における状況（平成24年3月31日現在） 【単位：人，%】

区分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
本 県	9	7	77.8	87	13	14.9
県内市	105	53	50.5	829	89	10.7
県内町村	120	44	36.7	681	61	9.0
市町村計	225	97	43.1	1,510	150	9.9

（県男女共同参画室調べ）

図10-2 県や県内市町村の各種委員会等における女性委員の割合の推移



（注）平成14～16、19～23年度は3月31日現在。平成17～18年度は、次年度4月1日現在（県男女共同参画室調べ）

ウ 県の審議会等委員における女性の登用状況

本県における審議会等の状況をみると、平成24年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等数は83で、審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は94.3%（前年95.3%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、女性は542人（前年550人）で、委員総数に占める女性の割合は33.9%（前年34.8%）となっている。

なお、職指定委員を除く委員に占める女性の割合は、平成24年3月31日現在で53.4%（前年53.8%）となっている。

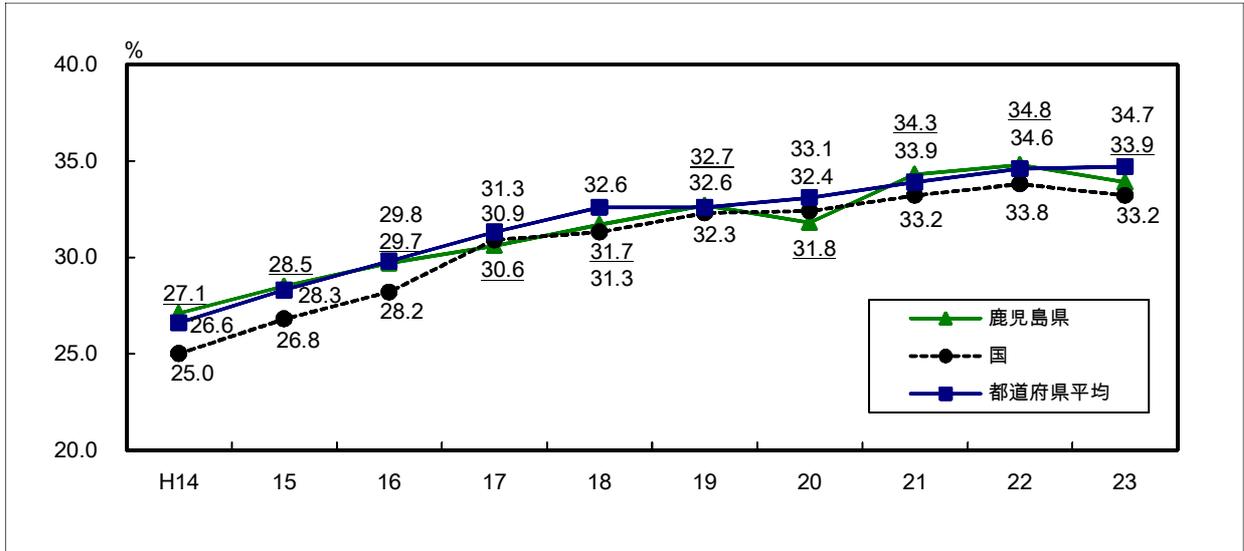
※ 審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づき、法律、政令及び条例により設置されている附属機関並びに各自治体の規則や要綱等により設置されている懇話会・協議会等をいう。

● 本県の審議会等における状況（平成24年3月31日現在） 【単位：人，％】

区分	審議会等数	うち女性を占む	割合	委員総数	うち女性	割合
法令必置	32	31	96.9	830	267	32.2
それ以外	56	52	92.9	770	275	35.7
合計	88	83	94.3	1,600	542	33.9
職指定委員を除く委員について				704	376	53.4

（県男女共同参画室調べ）

図10-3 国や県の審議会等における女性委員の割合の推移



（注）本県の平成14～16，19～23年度は3月31日現在。平成17～18年度は，次年度4月1日現在

（内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，「女性の政策・方針決定参画状況調べ」）

エ 市町村の審議会等委員における女性の登用状況

県内の市町村における審議会等の状況をみると，平成24年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等数は1,075（前年1,041）で，市が767（前年726），町村が308（前年315）となっている。また，審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は80.1％（前年78.9％）で，市が83.9％（前年82.7％），町村が72.0％（前年71.3％）となっている。

次に，委員の在職状況をみると，委員総数20,866人（前年20,489人）のうち女性は4,701人（前年4,451人）で，市が3,688人（前年3,458人），町村が1,013人（前年993人）となっている。

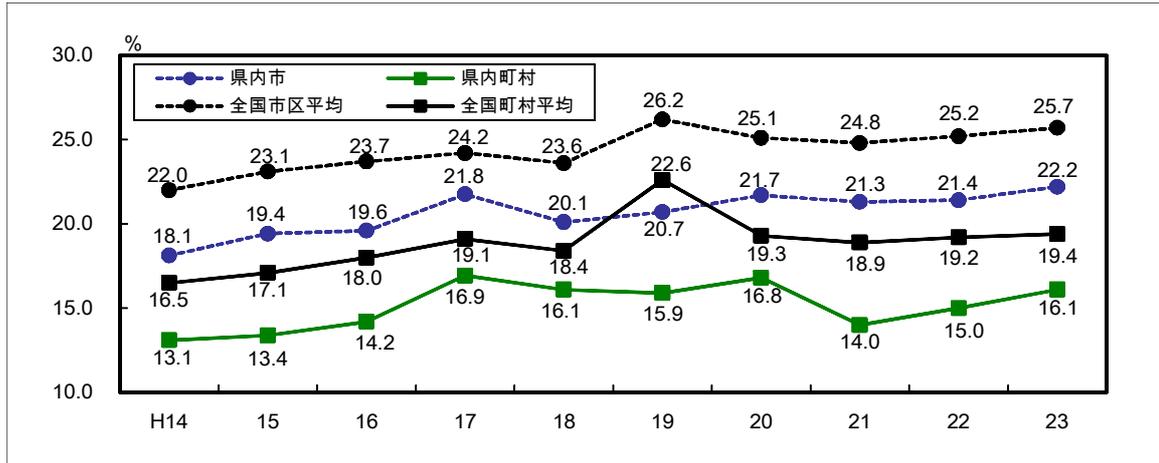
また，委員総数に占める女性の割合は22.5％（前年21.7％）で，市が24.4％（前年23.8％），町村が17.6％（前年16.7％）となっている。

● 県内市町村の審議会等における状況（平成24年3月31日現在） 【単位：人，％】

区分	審議会等数	うち女性を占む	割合	委員総数	うち女性	割合	
市	附属機関	518	428	82.6	8,709	1,932	22.2
	それ以外	396	339	85.6	6,408	1,756	27.4
	計	914	767	83.9	15,117	3,688	24.4
町村	附属機関	315	218	69.2	4,143	668	16.1
	それ以外	113	90	79.6	1,606	345	21.5
	計	428	308	72.0	5,749	1,013	17.6
市町村計	1,342	1,075	80.1	20,866	4,701	22.5	

（県男女共同参画室調べ）

図10-4 市町村の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の推移



(注) 県内市町村の平成14～16, 19～23年度は3月31日現在 平成17, 18年度は次年度4月1日現在
(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(3) 行政への参画

ア 県職員における女性の登用状況

県職員（知事部局・地方公営企業〔県立病院局〕・教育委員会・警察本部）における管理職の在職状況をみると、平成24年4月1日現在で女性は25人（前年24人）で、本庁が6人（前年5人）、出先機関が19人（前年19人）となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は4.1%（前年3.9%）で、本庁が2.1%（前年1.8%）、出先機関が5.7%（前年5.6%）となっている。

なお、県職員における新規採用の状況をみると、平成23年度に採用した女性は101人（上級49人、中級38人、初級14人）で、採用総数に占める女性の割合は29.9%（上級25.1%、中級59.4%、初級17.7%）となっている。

● 県職員における管理職の在職状況（平成24年4月1日現在） 【単位：人，%】

区分	総数	うち女性					
		人数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス	
本庁	知事部局	210	6	2.9	0	0	6
	地方公営企業（県立病院局）	3	0	—	0	0	0
	教育委員会	21	0	—	0	0	0
	警察本部	46	0	—	0	0	0
	計	280	6	2.1	0	0	6
方支 事庁 務・ 所地	知事部局	250	13	5.2	0	2	11
	地方公営企業（県立病院局）	27	4	14.8	0	1	3
	教育委員会	28	2	7.1	0	0	2
	警察本部	28	0	—	0	0	0
	計	333	19	5.7	0	3	16
県計	613	25	4.1	0	3	22	

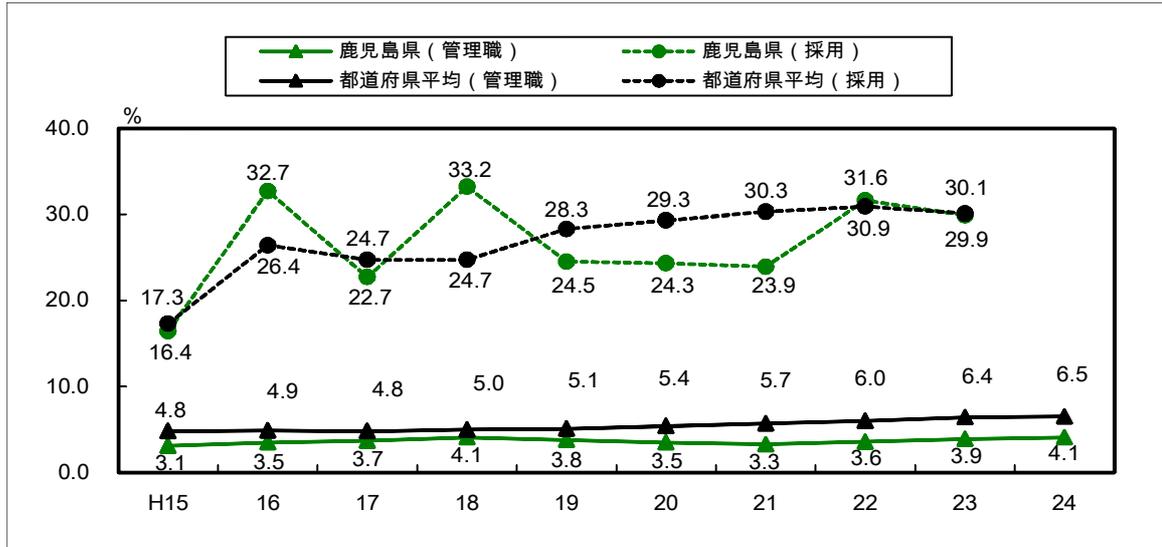
(県男女共同参画室調べ)

● 県職員における女性の採用状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日） 【単位：人，%】

区分	総数	うち女性	割合	区分	総数	うち女性	割合
上級	195	49	25.1	初級	79	14	17.7
中級	64	38	59.4	計	338	101	29.9

(県男女共同参画室調べ)

図10-5 県職員の管理職及び採用時における女性の割合の推移



（内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

イ 市町村職員における女性の登用状況

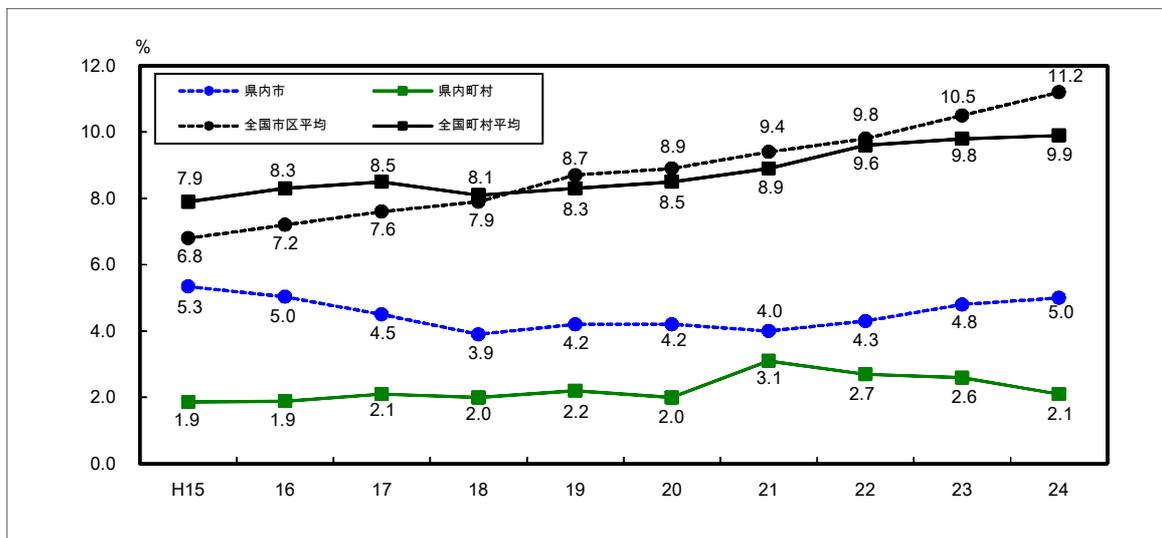
県内の市町村職員における管理職の在職状況をみると、平成24年4月1日現在で女性は82人（前年83人）で、市が73人（前年72人）、町村が9人（前年11人）となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は4.3%（前年4.4%）で、市が5.0%（前年4.8%）、町村が2.1%（前年2.6%）となっている。

● 市町村職員における管理職の在職状況（平成24年4月1日現在） 【単位：人，%】

区分	総数	うち 女性				
		人数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
市	1,474	73	5.0	10	2	61
町村	425	9	2.1	0	0	9
市町村計	1,899	82	4.3	10	2	70

（県男女共同参画室調べ）

図10-6 市町村職員の管理職における女性の割合の推移



（内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

(4) 学校教育の場への参画

県内の学校のうち幼稚園、小学校、中学校、高等学校における管理職（校（園）長、副校（園）長、教頭）総数に占める女性の割合は、平成24年5月1日現在で幼稚園が33.0%（前年31.1%）、小学校が11.3%（前年10.8%）、中学校が5.6%（前年5.9%）、高等学校が4.6%（前年4.0%）となっている。

図10-7-① 幼稚園・小学校教員の管理職における女性の割合の推移

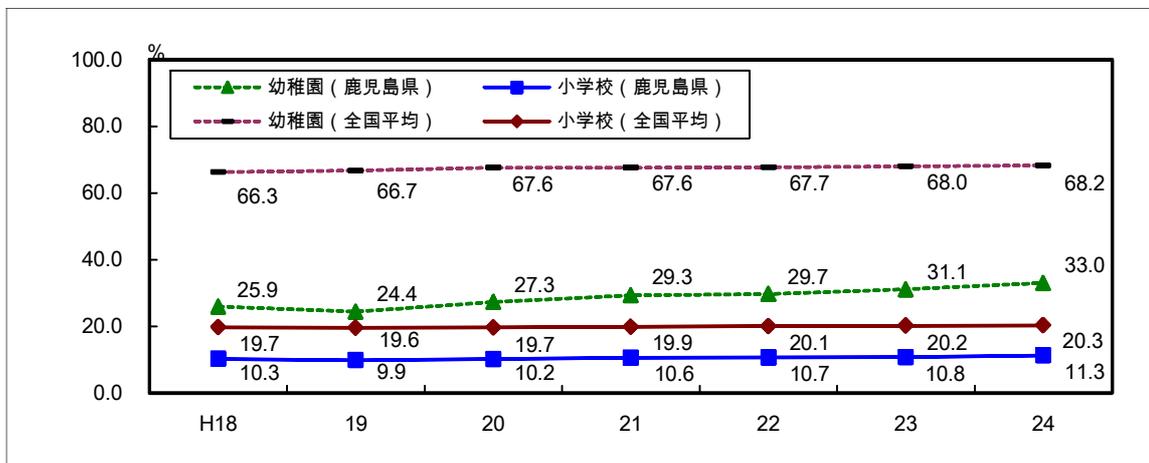
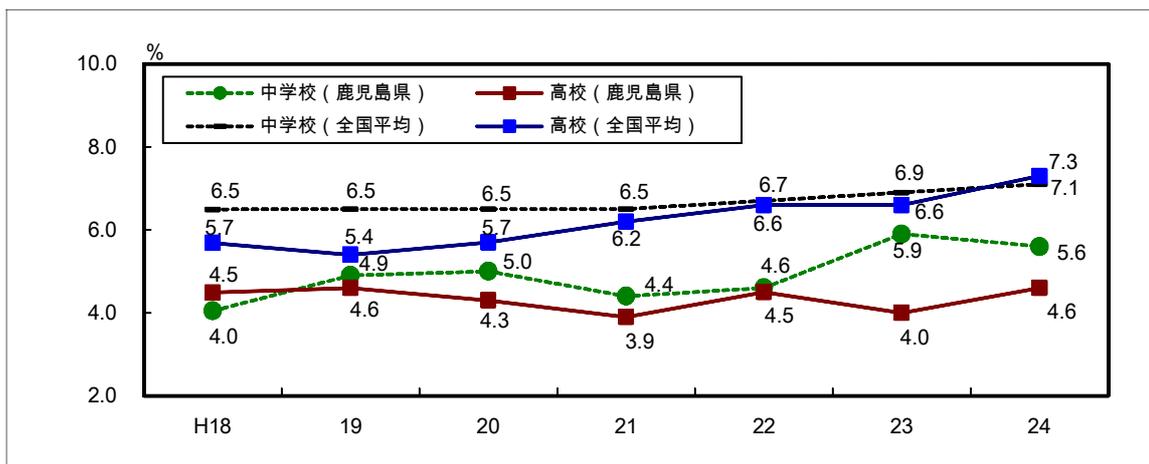


図10-7-② 中学校・高等学校教員の管理職における女性の割合の推移



（文部科学省，県統計課「学校基本調査」）

2 産業分野への女性の参画

(1) 企業における女性の参画状況

県内の事業所における管理職等（係長相当職以上）総数に占める女性の割合は、平成22年9月30日現在で14.0%となっており、「係長相当職」が19.0%、「課長相当職」が10.0%、「部長相当職」が7.7%と役職が上がるにつれて割合が低下している。

また産業別に女性の割合をみると、「医療・福祉」（51.9%）が最も多く、次いで「生活関連サービス，娯楽業」（26.6%）、「卸売業，小売業」（22.4%）の順となっている。

図10-8 管理職等における女性の割合（階級別）

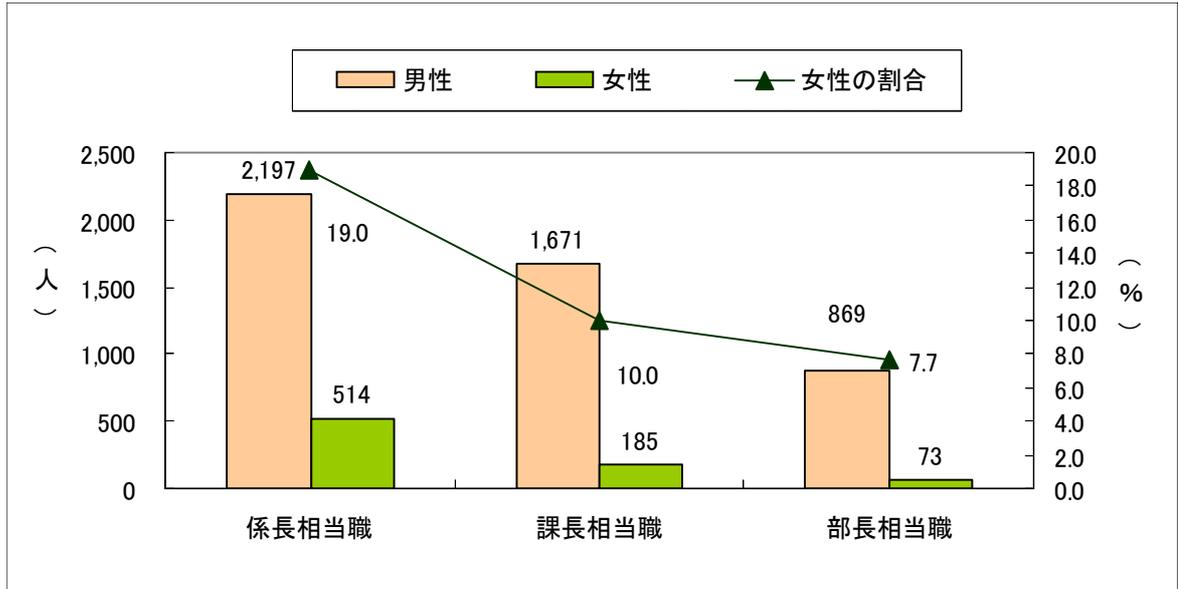
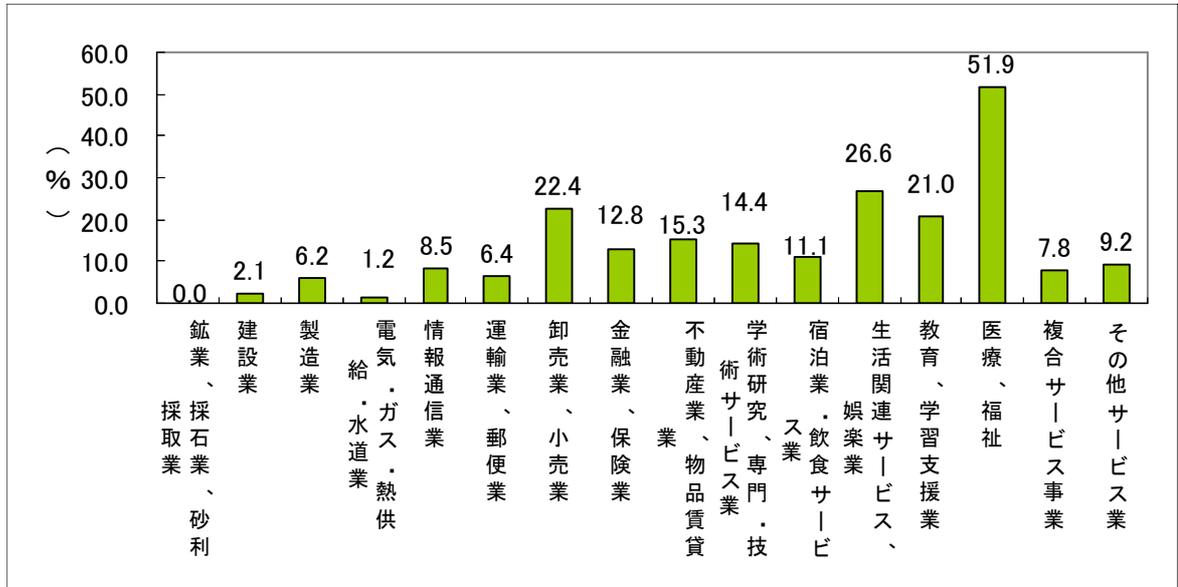


図10-9 管理職等における女性の割合（産業別）



(注) 図10-8及び図10-9は、調査対象のうち回答のあった事業所(406)における割合

(県雇用労政課 平成22年度「労働条件実態調査」)

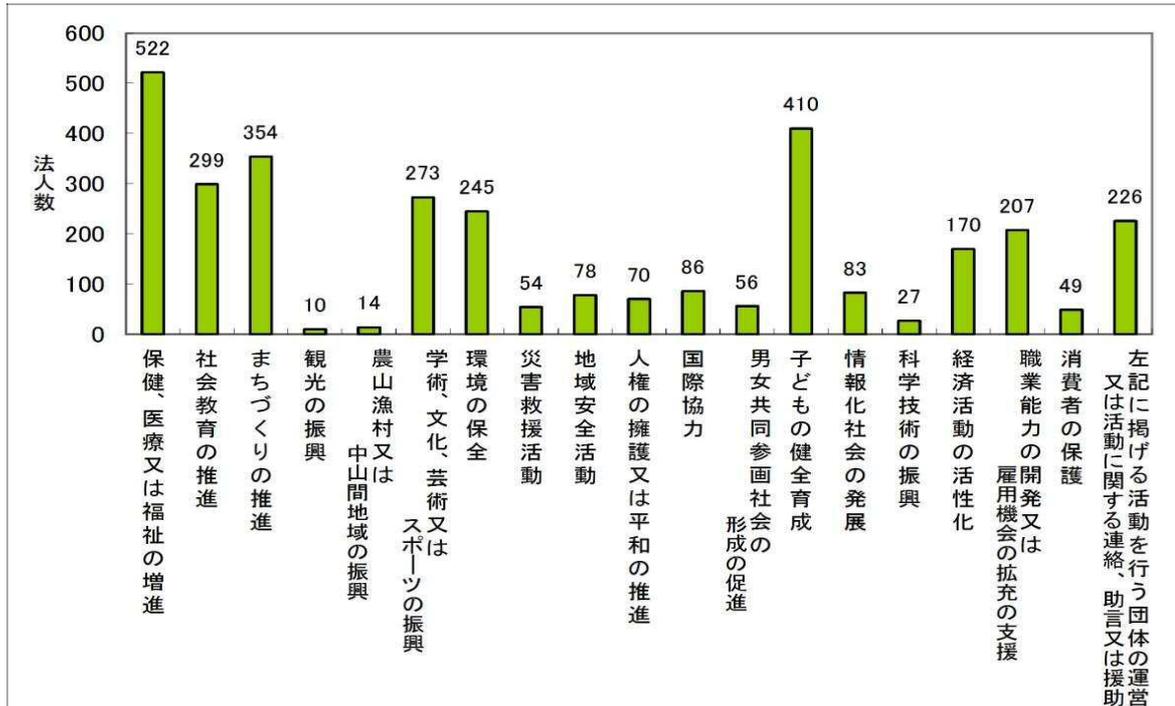
【第10節】 県民や事業者、NPO等との連携

1 NPO法人の活動状況

本県におけるNPO（特定非営利活動法人）の認証法人数は、平成25年2月28日現在で788法人であり、活動分野をみると、多い順に、保健、医療又は福祉の増進を図る活動（522法人）、子どもの健全育成を図る活動（410法人）、まちづくりの推進を図る活動（354法人）などとなっている。

なお、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うものは56法人となっている。

図11-1 活動分野別にみたNPO法人数



（注）活動分野は複数選択のため、上図の法人数の合計と認証法人数は一致しない。（県共生・協働センター調べ）

【第11節】 市町村との連携

1 市町村における男女共同参画計画の策定状況

本県の市町村における男女共同参画計画の策定状況をみると、平成24年4月1日現在で、43市町村のうち23市町（53.5%）において策定がなされている。

市・町村別の策定率については、市が全体（19市）の100.0%（19市）、町村が全体（24町村）の16.7%（4町）となっている。

●市町村男女共同参画計画の策定状況

	市町村数	策定済	策定率
市	19	19	100.0%
町村	24	4	16.7%
市町村計	43	23	53.5%

（県男女共同参画室調べ）